

第百九十八回国
参議院内閣委員会會議録第二十一号

令和元年六月四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

小野田紀美君

中西 哲君

小西 洋之君

舟山 康江君

六月三日

辞任

西田 実仁君

六月四日

辞任

野上浩太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

石井 準一君

野上浩太郎君

牧山ひろえ君

榛葉賀津也君

補欠選任

石川 博崇君

補欠選任

佐藤 啓君

石井 正弘君

藤川 政人君

和田 政宗君

相原久美子君

矢田わか子君

有村 治子君

石井 準一君

岡田 広君

佐藤 啓君

山東 昭子君

豊田 俊郎君

野上浩太郎君

舞立 昇治君

三原じゅん子君

牧山ひろえ君

国務大臣

国務大臣

(内閣府特命担

当大臣)消費者

及び食品安全、

少子化対策、海

洋政策)

国務大臣

(内閣府特命担

当大臣)規制改

革、地方創生、

男女共同参画)

国務大臣

副大臣

内閣府副大臣

外務副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務

官

法務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

内閣官房まち・

ひと・しごと創

生本部事務局次

長

内閣官房ギヤン

ブル等依存症対

策推進本部事務

局内閣審議官

木戸口英司君

榛葉賀津也君

石川 博崇君

竹内 真二君

清水 貴之君

田村 智子君

官腰 光寛君

片山さつき君

茂木 敏充君

左藤 章君

あべ 俊子君

大口 善徳君

安藤 裕君

門山 宏哲君

宮崎 一徳君

高橋 文昭君

徳永 崇君

内閣府政策統括

官

内閣府男女共同

参画局長

消費者庁政策立

案総括審議官

総務省自治行政

局選挙部長

法務大臣官房審

議官

出入国在留管理

庁在留管理支援

部長

文部科学大臣官

房審議官

厚生労働大臣官

房審議官

厚生労働大臣官

房審議官

厚生労働省社

会・援護局障害

保健福祉部長

国土交通省総合

政策局公共交通

政策部長

小野田 壮君

池永 肇恵君

高田 潔君

大泉 淳一君

保坂 和人君

丸山 秀治君

玉上 晃君

田中 誠二君

本多 則恵君

八神 敦雄君

橋本 泰宏君

城福 健陽君

○委員長(石井正弘君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、小野田紀美さん、中西哲君、小西
洋之君、舟山康江さん及び西田実仁君が委員を辞
任され、その補欠として石井準一君、野上浩太郎
君、牧山ひろえさん、榛葉賀津也君及び石川博崇
君が選任されました。

○委員長(石井正弘君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のた
め、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣
官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長高橋
文昭君外十三名を政府参考人として出席を求め、
その説明を聴取することに御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石井正弘君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(石井正弘君) 内閣の重要政策及び警察
等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○牧山ひろえ君 立憲民主党・民友会・希望の会
の牧山ひろえでございます。

衆院内閣委員会では、五月三十一日、子どもの
貧困対策推進法改正案を委員長提案として衆院本
会議に提出することを全会一致で決めました。今
週中に衆院を通過して、そして今国会で成立する
見通しとなっております。

本日の一般質問では、この子供の貧困対策につ
いて取り上げさせていただければと思います。

子供の貧困対策大綱は五年ごとに見直すことに
なっており、子供の貧困をめぐる社会経済情勢の

変化を踏まえて、今年度中には最終案を取りまとめる方針とされております。

第一期の大綱では教育支援に重きが置かれ、幼児教育や保育の段階的無償化と、それから高校生の奨学金給付金事業が一四年度に実施されて、児童扶養手当の多子加算額増や子供の生活、学習支援事業などを通じて、大綱に記載された指標は教育分野を中心に有程度度の改善を見ていることは御承知のとおりです。

なんです、過去一年間で、一人親世帯の二割から二割が電気やガス、水道、電話などのライフライン、また家賃などの滞納経験がございました、二人親世帯でも四割から五割、未払経験があったという、そういった調査結果がございます。過去一年間で必要な食料が買えなかった経験が二人親世帯で何と一五％、そして一人親の二世帯世帯では三五％もの世帯割合に上ります。また、医療機関に子供を受診させられなかった経験が地域によっては一五％を超えているわけです。こういった状況を見ますと、今後の子供の貧困対策に当たりましては、子供、保護者の現在の生活の基盤を支えること、すなわち生活の支援や経済的支援は優先度の高い政策課題と言えらるのではないかなと思います。子供の貧困に際して、教育支援だけではなくて生活支援、経済的支援、こういったことを、適切な支援の仕組み、支援の組合せ、ベストミックスというか、これが望まれるとありますが、この点に関する政府の御認識を大臣にお伺いできればと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 御指摘の子供や保護者の現在を支えることにつきましては、将来の貧困の連鎖を防ぐこととなる重要な視点であると認識しております。

そのため、政府といたしましては、子供の貧困対策に関する大綱、これは平成二十六年八月の閣議決定であります、この大綱に基づきまして、教育の支援だけでなく生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援も重要と考えて、各種の施策を総合的に推進してまいりました。いわゆる

大綱の四本柱と言えるものであります。

現在、子供の貧困対策に関する有識者会議において、生活支援なども含めて新たな大綱の作成に向けた議論がなされておまして、こうした御議論も踏まえながら新たな大綱の作成に向けて検討をいたしまして、今後とも政府を挙げて子供の貧困対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

○牧山ひろえ君 是非よろしくお願いいたします。

例えば、高校生の多数がバイトをし、それをお小遣いにするわけではなくて、学校の費用ですとか、あるいはそのアルバイトしたお金で生活費に充当している、こういった事実がございます。そもそも、このような状況をかわいそうというのではなくて、私はあつてはならない事態ではないかなと思うんです。

通告しておりますが、関連ですので大臣の御認識をお伺いいたします。高校生の多数の人がアルバイトしている。

○国務大臣(宮腰光寛君) そうです、ね、高校生のアルバイト、いろんなタイプがあると思いますし、今委員が御指摘のようなアルバイトもあれば、それから社会体験の一つとして、制度として行つておいでになるところもあるかと思ひます。

生活費に充てて、一部を充てているということでございますが、そうですね、必ずしも一概にアルバイトを、高校生のアルバイトを全て駄目だというわけには私はいかない部分もあるのではないかなというふうに思っております。

例えば、私の地元富山県などでは、就職体験の一つとして、高校二年生のときに、受け入れる企業のとこに何日か夏休み中に行つて職業体験をやっているという部分もありますので、生活費の一部に充てるといふことについてはやっぱりいろいろ問題あると思ひますが、高校生のアルバイト全体あつてはならないということではないのではないかなというふうにも思っております。

○牧山ひろえ君 私が申し上げているのは、もう本場に職業体験としてその子供があらゆる面で成長するためのアルバイト、そういうことにとどまらずに、もう勉強したくても、とにかく生活のために仕事に追われてなかなか勉強が身に入らないぐらゐの、そういうことを申し上げているんです。そういうことをしている子供も少なくないという現状がございますので、是非そういったところにも目を向けていただければと思います。

現金給付、ライフライン、医療、住居等の支援、そして家庭、子供、若者の生活基盤保障は極めて重要だと思っております。対策大綱見直しに関する政府の有識者会議でも、子供の貧困の原因は世帯収入の少なさであり、親の経済支援の位置付けを高める必要性を説く声が出されました。子供の貧困を解消する基盤である世帯全体の暮らしの底上げ、家族丸ごとへの支援の拡充が急務であると考えます。

この生活支援、経済的支援、別の表現で申しますと再分配の見直しに関連して、一つ問題提起させていただきます。配付させていただきます資料を御覧いただいてもお分かりになりますとおり、再分配前後の子供の貧困率を見ますと、ゼロ歳から二歳においては二・五％、そして三歳から五歳においては一・一％、再分配後の貧困率の方が再分配前より高くなっております。つまり、税や保険料等の負担の方が受けているサービスよりも大きくなっている。三歳未満児の約八割が家庭で育てられています。家庭や世帯の経済状況が子供に与える影響がほかの世代に比べても大きいというわけなんです。あるのに持ち出しが多いという現状は非常に問題ではないかなと思ひます。

このように鑑み、乳幼児期への支援の強化が必要だと考えますが、当局はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(小野田壮君) お答えいたします。現在、新たな大綱の作成に向けて御議論いただいております子供の貧困対策に関する有識者

会議におきまして、乳幼児期の支援に關しましては、生まれてから小学校に入るまでの時期、特に乳幼児期からの支援は今後特に重点を置くべきといった御意見、あるいは、妊娠期や乳幼児期からの早期の支援に加え、義務教育終了後の若者支援も含め、ライフステージごとの支援が切れ目なくつながる地域の仕組みづくりなどを方針に盛り込む必要があるといった意見などが寄せられてございます。出でございまして、その重要性について様々御指摘をいただいておりますのでござい

引き続き、有識者会議での御議論を注視しつつ、新たな大綱も踏まえて、対策をしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

○牧山ひろえ君 第二期大綱では、特に乳幼児期の貧困への重点アプローチが必要ではないかなと思ひます。

改正案では、貧困対策に関する計画の策定の努力義務を市区町村に課することになっております。実態に即したきめ細やかな対策を講じるには、より身近な市町村の役割は大きいと言えます。その役割を十分に果たしていただくために、国と都道府県が基礎自治体の取組を支援する協力体制を今まで以上に強く構築していくことが重要と考えますが、この点に關しましての当局の御方針、お考えをお示しいただければと思ひます。

○国務大臣(宮腰光寛君) 子供の貧困対策を推進していく上では、子供たちの一番身近なところで活動されている基礎自治体の役割は大変重要なものであるというふうに考えております。そのため、これまで、子どもの貧困対策の推進に関する法律や子供の貧困対策に関する大綱に基づき、各地域において効果的な取組を実施していただけるよう、地域子供の未来応援交付金による地域ネットワーク形成支援を始め、地域における自治体の取組を支援してまいりました。

現在、新たな大綱の作成に向けた議論を行つて

面市を始め基礎自治体における子供の貧困対策に関する取組の好事例を紹介していただいております。大変参考になるものもあると感じております。

こうした議論も踏まえ、今後も地域の実情に即した取組を実施していただけるよう、基礎自治体の取組について引き続き支援を強化をしてまいりたいというふうに考えております。

○牧山ひろえ君 是非よろしくお願いいたします。

一方で、各地の基礎自治体では、国の地域子供の未来応援交付金などを活用し、実態調査ですとかあるいは施策推進のモデル事業などを実施しているんですね。この応援交付金は年間で四億円程度とお伺いしたんですけれども、子供の貧困対策の重要性と比較して、地域の支援という観点からいっても果たして十分と言えるのかなと思うんですね。

今後の予算獲得の方針も併せて、当局としての所見をお示しいただければと思います、大臣。

○国務大臣(宮腰光寛君) 地域における子供の貧困対策を効果的に進めるためには、地方自治体がまず実態を把握し、福祉部門、学校、NPOなど地域における多様な関係機関、団体の連携協力を得つつ、地域の実情に応じた施策に取り組むことが重要です。

地域子供の未来応援交付金につきましては、子供の貧困の実態把握や連携体制の整備に取り組み自治体を支援するため、令和元年度当初予算と平成三十年度補正予算を合わせて約四億円を確保するとともに、平成二十八年度から三十年度までに二百七十三の自治体に対し約七億円を交付してきたところであります。この間にも、平成三十年度から当初予算化されたことを始め、複数年度にわたる取組の実施を可能とするなど、自治体にとってこの交付金を柔軟に活用できる改善を行ってまいりました。

必ずしも執行率が良くないという御指摘だと思いますけれども、今回の衆議院における議員提出

法案の可決なども受けて、この後、衆議院で法案が本会議で可決されれば参議院に回ってくるのではないかと思います。仮に成立した場合には、その法案の趣旨も、改正の趣旨も踏まえてしっかりと取り組んでまいりたい。とりわけ、予算の確保とともに、先進事例、事業例の周知なども通じて、この交付金が積極的に活用されるよう自治体の取組を促していきたいというふうに考えております。

○牧山ひろえ君 できれば、応援交付金だけではなくて、支援を行う際の国としての自治体が財政的に困らないための財源確保が重要だと思います。是非御留意いただければと思います。

地域のNPOなどは、官民共同の子供の未来応援基金などを活用し、子供食堂ですとかあるいは学習支援、居場所事業などを展開しています。子供の貧困対策には多様なプレイヤーが主体的あるいは有機的に関わっていくことが重要でありまして、そのような意味でも草の根NPOの支援には大きな意味があります。ですが、内閣府は、五月十三日、貧困状態にある子供を支援する民間団体の六割超が資金不足に直面しているとの調査結果を公表しました。

内閣府はこの現状につきましてどのような御感想をお持ちでしょうか。また、こういった状況についてどのような方針で今後取り組まれる御方針でしょうか。

○政府参考人(小野田壮君) お答えいたします。

平成三十年度調査研究におきましては、全国各地で子供の貧困に関する支援活動を行っている団体にアンケート調査を行い、約五百の団体から回答を得て分析を行いました。今回のアンケート調査の結果では、一年間の事業費が三百万円未満で活動する団体が約七割と、小規模での支援を行う団体が多い傾向にあること、また、地方公共団体や学校との今後の連携を希望する団体が多いこと、また、活動資金や人材の確保に課題を抱えている団体が多いことなどが分かりました。

貧困の状況にある子供たちの支援にこうした団

体が重要な役割を果たしていることも踏まえ、内閣府では、子供の未来応援国民運動を推進してきてございます。委員御指摘の民間資金による子供の未来応援基金を活用したNPOの取組支援、支援を希望する団体と支援をしたい企業や個人とのマッチングなどを実施してきているところでございます。

今回の結果を、こうした子供の未来応援国民運動を始め、今後の子供の貧困対策に関する施策にしっかりと生かしていきたいと考えてございます。

○牧山ひろえ君 子供の貧困対策の推進に関しましては、予算の確保が当然ですが非常に重要となつてまいります。内閣府は、主務官庁としての働きかけを是非積極的に行っていただければと思います。

第一期の大綱に基づいた現状の対策は、一人親、生活保護世帯、社会的養護の子供などをメインターゲットにしており、対象を絞り込んでいる傾向がございます。もちろん、こういった世帯は厳しい状況にある可能性が高いとは言えますが、支援の必要があるのはこういったカテゴリーに限らないと思うんですね。例えば、両親のいる多子世帯や離婚未済の実質一人親世帯もあるんです。沖縄子ども調査で、食料を買えなかった経験を経験したところ、二人親世帯でも二五％があったというふうに回答しています。こういった支援が必要と二人親世帯も数多くいるわけです。

ですが、再分配前後の子供の貧困率を見ますと、二人親世帯においては全て再分配後の方が再分配前より貧困率が高いというふうになっております。このことに象徴されるように、現在の枠組みでは支援の手が結局行き届いていない層が確実にあるということが分かります。

ターゲットを絞り過ぎるのではなくて、二人親貧困世帯や海外にルーツを持つ子供たち、そして障害を持つ子供たち、こういった子供たちもいます。貧困が複合する状況などもございま

このようにいろんなケースがあるわけですから、できればいろんなケースを見て、多様な貧困状態にある子供たちへの支援も是非大切にしてほしいと願っていますが、この点につきまして大臣の御所見をお伺いできればと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 御指摘のとおり、貧困の状況にある子供が経済的な問題だけでなく様々な事情が重なって困り事を抱えるケースがあることにつきましては、新たな大綱の作成に向けて議論を行っているこの有識者会議においても御意見をいただいているところであります。例えば、先日、五月十三日の有識者会議におきましても、有識者の方からのヒアリングで、二人親貧困世帯に対する支援の重要性について私も直接お話を伺ったところであります。

こうした状況に対しまして、政府といたしましては、自治体、企業、NPOなどが連携し、子供たちを支えるネットワークを構築し、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援が必要であると考えておりまして、有識者会議の御議論も踏まえつつ、全ての子供が夢に向かって頑張ることのできる社会の実現を目指し、子供の貧困対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○牧山ひろえ君 最近、見えない子供、若者、インジブル・チルドレン・アンド・ユースという表現がよく使われます。乳幼児も含めた自分では声を上げられない子供たち、若者たち、いわゆる見えない子供というのが最も困難な状況にございます。

一人親などの外形的な条件で単純に線引きするのではなくて、家計や困窮の具体的な状況によってきめの細かいサポートを行い得る制度設計が必要だと思えます。苦しんでいる子供たちの声を聞き逃さないことは、私たち大人の責任ではないかなと思うんですね。

政策目的を本気で達成するためには、できるだけ具体的な、できれば数値を伴った改善目標を設定するのが常識と言えます。ですが、第一期の大綱において、指標は設定されてはいても、改善目

標は設定されておりません。

そこで質問ですが、政府が本気で子供の貧困対策に取り組みおつもりならば、第二期の大綱においては当然改善目標を設定すべきと考えますが、いかがでしょうかという質問と、もう一つ、もし改善目標の設定に消極的ならば、改善目標を設定することによどのようなマイナス点が逆にあるとお考えでしょうか。

○政府参考人(小野田壮君) お答えいたします。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の法案審議の際も同様の議論が行われたところでございますが、結果として改善目標は設定しないこととされ、全会一致で成立したと承知してございます。

この背景といたしまして、子供の貧困率につきましては、その算定基礎となる所得に、現金で支給されず現物で交付される支援策が全く反映されないなどの課題が指摘されたことと承知してございます。

こうした議論も踏まえまして、現行の子供の貧困対策に関する大綱におきましては、子供の貧困に関する二十五の指標を設定しているところでございます。この指標に基づきまして、施策の実施状況や効果を検証、評価するという形を取らせていただいているところでございます。

こうした検証、評価をしっかりと行いながら、指標の改善充実に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○牧山ひろえ君 大綱にて数値目標を設定すれば、政府には達成する責任が生じます。予算を組んで具体的な施策を進めさせる根拠にもなりません。それによって子供の貧困対策が劇的に改善する可能性があるわけですか。第二期の大綱では、指標ごとの改善目標を是非設定していただければと思います。

続きまして、海外の事例として、子供の幸せ、ウェルビーイングが満たされていない状況、これはイコール子供の貧困、こういった考え方がEU諸国では一般的だそうです。低所得層だけの問題ではないわけです。そこから導き出される子供の

貧困問題のゴールは、全ての子供がウェルビーイングが実現する状態というふうになります。私はこの考え方に賛成しておりまして、我が国の政策目標としても取り入れるべきではないかなと思うんですね。この子供のウェルビーイングを実現するためには、子供たちの幸せを阻害する要因について、所得だけではなくて多面的に把握する必要があります。と思います。

例えば、EUでは、EU-SILKという物質的剥夺指標を使っているそうです。洗濯機、カラーテレビ、電話、自家用車、家庭で暖房が使用できる、それから光熱水費の支払能力がある、ローン返済ができる、二日に一回はお肉か魚が食べられる、家計に必須の支出の支払能力がある、こういった指標を用いて、所得以外で多面的に子供の状況を把握する努力をしているわけですね。改善目標を定めることに関連して、子供の貧困に関する全国調査の実施についても衆議院の附帯決議に含まれています。

そこで質問ですが、いずれ実施されるべき全国調査においては、子供の苦しみを多面的そして具体的に実態把握できるように調査項目を工夫するべきだと考えております。また、全国調査に当たっては、長期的な検証が必要ですので、単発ではなくて定期的な調査実施が必要ではないかなと思っております。そしてさらに、自治体間の比較が可能な共通の方式で実施するべきだと思うんです。

全国調査に関しこういった提言をさせていただきませんが、こういった私の今申し上げたことに関する当局の御見解を、是非大臣、お聞かせいただければと思います。

○政府参考人(小野田壮君) 委員御指摘の全国的な調査の件でございます。

貧困の状況にある子供たちは多様かつ複合的な課題を抱えているため、実効的な子供の貧困対策を行うためには、各地域において適切にまずもって実態を把握することが重要だと認識してございます。

現在も地域子供の未来応援交付金を活用いた

き各地方自治体で実態調査を行っていただいておりますが、こうした地域ごとの実態が全国的に把握できるよう、各自治体の先行事例や好事例等を踏まえ、効果的な実態調査についても検討してまいりたいと考えてございます。

○牧山ひろえ君 大臣にもお答えいただきましたが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮腰光寛君) 今、政策統括官から御答弁を申し上げたわけでありまして、いずれにせよ、衆議院で提出されたこの法改正案の附帯決議の最後の項目の中に調査をしっかりとすべきであるというふうに書かれておりまして、それ厳粛に受け止めていただきたいと思います。

仮に法律が成立をし、その後の調査ということになりますと、ただ単なる調査であってはいけな、基礎自治体、市町村が本気になって貧困対策に取り組む契機になるような調査でなければいけないのではないかと。アンケートを出して、ただ数字はこうですよといったような調査ではなくて、真剣にこの調査が取組につながっていくものにしなければいけないのではないかとこのように思っております。その調査の仕方については、成立を待ってしっかりと検討させていただきたいというふうに思っております。

目的は、やはり一人一人の子供たちが現状あるいは将来も見据えて貧困からの連鎖を断ち切ることでできるように、何よりも大事な一人一人の状態をしっかりと改善をしていくということであると思っておりますので、そういうきっかけになるような調査にしなければいけないのではないかとこのように考えております。

○牧山ひろえ君 子供の貧困対策というのはそれなりに多彩なメニューが既に用意されていますけれども、対象となっていない方のほぼ全てが利用されているわけではないんですね。なので、子供の貧困対策はその実態が見えづらい、あるいは捉えづらい側面があって、周知が難しいとの指摘もござります。

この点に関しましては、当局はどのように現状

認識をお持ちでしょうか。それから、今後、この点に関しどのような改善を進めていかれるのか、大臣、御方針をお示しください。

○国務大臣(宮腰光寛君) 貧困の状況にある家庭や子供は、そもそも貧困であるという自覚がないことや、仮にあったとしても周囲の目を気にして表に出せないなど、その実態は御指摘のとおり見えにくく捉えづらいと言われております。こうした子供たちに支援を確実に届けるためには、自治体や企業、NPOなどが連携し、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を行うことが必要であります。

内閣府におきましても、これまでも、官民、あるいは公、民が連携して、子供の未来応援国民運動を引き続き展開し、企業や個人の寄附金から成る子供の未来応援基金等を通じたNPOなどの民間団体の支援や、地域子供の未来応援交付金による地域ネットワークの形成に向けた自治体の取組の支援などを進めてまいります。

やはり、鍵を握っているのはやはり自治体であるというふうに、基礎自治体であると思っております。その子供の状況も、あるいは家庭の状況も、あるいは周囲の状況も、実は一番把握しているのは地方自治体でありまして、そこ一人一人に目を向けて、その一人一人の子供の状況がどうかとかということをやったり国や都道府県ではなかなか把握するのに無理がある、あるいは、ネットワークの形成も基礎自治体を中心になつてやっているとこのころはうまくいっているところも多いというふうに思っておりますので、今後とも、この基礎自治体である市町村を中心にしてこのネットワークがしっかりと形成され、またそれが機能するように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○牧山ひろえ君 是非どの子供にも目を向けられるようにお願いいたします。

○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。今日は、一般質問の機会、ありがと

ございます。

まず冒頭、日米の貿易交渉の透明化について茂木大臣にお伺いをしていきたいと思っております。

四月の中旬以降、ライトハイザー米通商代表と閣僚級のいわゆる物品貿易協定、T A G協定ですね、T A Gの交渉を進めておられるというふうに思っています。進捗の状況につきましては、良いスタートが切れていると、そういうふうな抽象的な言い回しをされておりますが、しかしながら、先日、東京での首脳会談の際の記者会見で、トランプ大統領、ツイッターなどから、参議院選挙後の八月は重大な交渉結果が発表されるというふうな臆測が飛び交っております。

茂木大臣、先週の五月三十一日、新聞社主催の国際会議で日米貿易交渉について触れられております。国益と国益がぶつかる大変厳しい交渉であるというふうにした上で、自動車、農業の関税をめぐる日米の立場にはなお隔たりがあることを表明されております。しかし、この交渉状況、全くいまでもって不透明で、資料一、おまとめしましたけれども、昨年九月の日米共同声明の合意内容が守られているのかどうか、関連する自動車産業、それから農業分野で政府への不信感が募っている状況です。

さきの日米首脳会談では、トランプ大統領がアメリカの保護主義を貫く姿勢をより強め、日本側に対してかなり強く譲歩を迫ったのではないかと言われている中で、交渉経過、やはり透明化することが求めているのではないかと考えられます。私たちはこのことを憂慮しまして、現在、国民生活や国内産業に大きな影響を与える重大通商交渉においては、国民に対する情報提供の努力義務を政府に課すという法案まで準備をしている状況です。

資料一の方を見ていただきますと、上の段のところに日米貿易交渉の主な経過ということをもとめておるわけですが、アメリカでは、例えば二〇一八年十二月六日、十二月十日合めて公聴会を開催しているということや、今年度に入ってから、

四月十五、十六日には交渉開かれておりますけれども、その前段の二月、ライトハイザー通商代表、下院の公聴会の中でもいろいろと説明はされているわけでありまして。

私たち日本側は、こうしたアメリカの状況、報道を受けて、ああ、こんなふうになっているのかということを知るしか今手段がないわけでありまして。特に、この我が国に大きな影響を及ぼすT A G協定、皆さん注目しておりますので、この交渉状況について、やはりできるだけ情報を開示し、透明化すべきと考えます。

去年の十一月末のこの内閣委員会の中でも、私は茂木大臣に御要望をさせていただいております。是非、今後の交渉に臨まれる姿勢と情報公開について見解をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(茂木敏充君) お答えいたします。

冒頭、トランプ大統領の発言について、重大な発表があると、こういうふうにおっしゃいましたけど、トランプ大統領、ウィル・アナウンス・サム・シング・ホイッチ・ウィル・ビー・ベリグッド・フォー・ボース・カントリーズと言っております。両国にとつて何らかいことが発表できるんではないかなと、若干ニュアンスは違っていることをおっしゃっているんじゃないかなと思っております。

その上で、日米の物品貿易協定についてであり、昨年八月及び九月に私とライトハイザー通商代表で閣僚協議を進めまして、昨年九月の日米首脳会談におきまして、交渉を開始することで合意をいたしました。

この日米首脳会談での共同声明には、両国が交渉を行うに当たって、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの内容が最大限であるとの日本の立場が明記をされているわけでありまして。先生の資料にも、そのことはアーティクルのファイブのところに赤字で書いていただいたところでもあります。また、日米両国は、信頼関係に基づいて議論を行うこととし、その協議が行われている間、共同声明の精神に反す

る行動は取らないことも明記をされているところでありまして。これ、先生のところですと、略としてあるところに書いてあることでもありますけれども。そして、これは自動車で二三二条の追加関税が発動されないということでありまして、このことは安倍総理からトランプ大統領に対して直接確認をいたしております。

米国は米国で、結局、貿易権限法、交渉をするためにはそれが必要でありますから、それを取るための一般的な手続、これを議会に諮るということになっておりまして、こういったことを交渉しますと。書いてあることも、二十二項目に及びますが、必ずしも日米でやるというよりも、ほかの国ともやる場合の一般的な事項を書いていると、このように理解をしているところであります。

そして、その後、本年四月に二回訪米いたしました、私とライトハイザー通商代表との間で協議を行いました。その中で、物品貿易について、昨年九月の共同声明、今申し上げた、これに沿って協議を進めることを確認いたしました。さらに、デジタル貿易についても交渉を進めていくことで合意をいたしました。Eコマースを始め、このデジタル貿易の分野は日米が世界の中で最も進んでおりまして、考え方にそこはございません。早期に日米両国が世界をリードする議論が進められるということ、この分野についても協議を行うというようにしたわけでありまして。

また、五月二十七日、日米首脳会談が東京で行われたわけでありまして、その前々日、五月二十五日にもライトハイザー通商代表と協議を行いました。率直な意見交換を行い、双方の立場、考え方に対する理解を更に深めることができたと考えております。

現時点でそれぞれの立場が一致しているということではございません。また、こういった交渉、一般的には、ナッシング・イズ・アグリッド・アンティル・エブリシング・イズ・アグリッド、つまり、全てが決まるまで部分的な合意はないと、これが交渉の大原則でありまして、そういった観

点から、現在、個別に合意していることはないわけでありまして、今後、日米のギャップを埋めていくためにお互い努力を行うこととし、来週、農業品、工業品についての日米の実務者レベルの協議を行うこととしております。

このように、具体的な議論、まさにこれからであると考えております。

○矢田わか子君 茂木大臣、でも、五月二十六日の一時三十九分に、トランプ大統領のツイッターで、日本との貿易で大きな進展があったと、あつたというふうにも書いていらつしやるわけですね。七月の選挙が終わるまでしばし待つことになつて、その後、日本への輸出が増えることを期待しているとも書かれると、やはり日本国民は、それは公開されますので、ツイッターで発信されますので、心配になるといことは分かっていたのだというふうにも思います。

おっしゃったとおり、確かに個別の合意は何もないんだと、大臣が今こうおっしゃつてくださったけれども、こんなふうな書かれてしまうと、皆さんのやはり情報公開を求める声は日増しに大きくなるばかりです。したがって、申し上げておられるとおり、私たちの党はそういう情報公開を求めるというふうな立法まで今準備をしている状況なわけですから、是非、情報公開についていま一度在り方を検討していただきたいと思っております。御要請を申し上げておきたいと思っております。

続いて、米中貿易戦争が我が国に与える影響について、外務副大臣来ていただいておりますので、お聞きしていきたいと思っております。

現在、資料二に示しましたとおり、米中双方は追加関税の引上げを行い、まさに貿易戦争の様相を呈してきております。中国経済の専門家の中には、アメリカの中国製品に対する追加関税やファーウェイに対する輸出禁止措置などによって中国は相当な打撃を受け、マイナス成長に陥るどころか政治経済体制の崩壊にもつながりかねないものになると推測しています。中国の指導者層は何とか乗り切れるという、その判断をしているよ

うであります、実体の経済は相当に厳しいようであります。

G20でもこの問題が解決しないと、我が国経済は製造業を中心に相当厳しい状況に追い込まれることが予想されます。日本政府としては、米中間の関税引上げ応酬で双方から一番大きな影響を受ける国として、米中それぞれをいさめ、自由貿易体制維持の立場からも物申す働きをすべきと考えますが、外務省としての見解を伺います。

○副大臣(あべ俊子君) 委員にお答えいたします。

米中間の貿易摩擦、日本を含め国際社会の大きな関心事項になっているところでございます。この貿易制限措置の応酬、どの国の利益にもならない。我が国は、いかなる貿易上の措置にもWTO協定と整合的であるべきというふうに考えているところでございます。こうした日本の基本的立場につきましても、これまでも、安倍総理からトランプ大統領、習近平主席を始め、米国及び中国の双方に対しまして様々なレベルで伝えてきているところでございます。

いずれにいたしましても、我が国といたしましては、米中両国が対話を通じ建設的に問題解決を図ること、これを期待しております、引き続き米中間でのやり取りの推移を注視してまいります。

○矢田わか子君 注視しているだけでは私は駄目だと思えます。

経産省が発表している主要産業の生産予測調査、六月の予測では前年比マイナス四・二%、過去最大のマイナスになるといふような予測がもう既に出ているわけですよ。自動車ではマイナス一〇%、スマホを中心にした情報通信機器でももう約マイナス一%ということ、落ち込むという予測まで出てきております。傍観しているお客様

の立場では今もうないというふうに思います。

G20がある中で、やはり日本が、きちんと米国に対しても中国に対してもそんな応酬し合っているような場合ではないという、日本だけではない

んです、世界経済にやはり与える影響をきちんと主張する中で、いさめる役割をやはり果たしていただかなければいけないというふうに思っていますので、是非御要請を申し上げておきたいと思

います。

あべ副大臣についての質問はこれまでです。委員長、御退室を。

○委員長(石井正弘君) あべ外務副大臣におかれましては御退席いただいて結構でございます。

○矢田わか子君 次の質問に移りたいと思いま

す。

こうした米中の貿易戦争が激化する中で、是非茂木大臣にお伺いしたいんですけれども、こんなふうに大きな影響が及ぶということを考えると、それをもっと自覚していくべきではないかと思

います。

茂木大臣は経済再生の担当大臣であります。この日本の経済を再生させるという大きなミッションを帯びていらつしやる大臣であります。この問題について、中国の経済の減速より世界や日本の経済への更なる影響が懸念されるということにも

触れられている、述べられているというふうに報道されておりますが、それだけでは私はやや楽観視し過ぎているのではないかと考えられます。

この経済を、日本の経済を底上げする、再生する担当大臣として、この米中の貿易戦争を機に我が国の経済が停滞若しくは後退していけば、経済再生や財政再建どころの話ではなくなるわけであり

ます。的確な情勢認識と対応策を打ち立てていただきたいと思います、見解をお願いします。

○国務大臣(茂木敏充君) 経済統計には様々な数字があります。今引用された数字もありますが、直近の法人企業統計、企業の設備投資、一―三

月はプラスの六・一%と、いい数字も出ています

ところであります。

そういった中で、米中摩擦、ここに来て、いつ頃という形で収束していくのか。これは、貿易問題だけでなく、技術移転、そして国有企業の在り方にも関わる問題になってきておりまして、不

透明感が高まっているというのは事実だと思いま

す。ただ、米中双方によります追加関税の 에스カラーションは、米中両国のみならず、世界経済にとつても決して望ましいことではなく、米中間での協議の進展、期待したいと思っておりますし、こうした日本の立場につきましても、米中両国に

様々なレベルで伝えていくところであります。

米中摩擦の経済的な影響、どうなっていくかというところであります。例えばIMFの試算によりますと、米中間の全ての貿易財に、仮にであります、仮に二五%の関税引上げが行われた場合、アメリカのGDPを年率で〇・三から〇・六%引き下げる、また中国のGDPを年率〇・五から一・五%押し下げる影響がある、こんな予測も

出されているところであります。こういった世界経済への影響、また日本経済に与える影響についても注意をしていきたいと思っております。

同時に、こういったマクロの経済の影響だけでなく、これは委員も御専門の分野だと思いが、グローバルなサプライチェーンを通じた各企業への影響も見ていく必要があると考えております。例えば、中国からアメリカに輸出している製

品の主要部品を日本が供給しているパターンであったり、あるいは日本企業が中国に生産拠点を設けてそこからアメリカに輸出している、こういった製品もあるわけでありまして、こういったグローバルなサプライチェーンを通じた影響についても、日本企業の今後の対応であったり、経営への影響をきめ細かく注意をしていきたいと思っております。

なお、中国経済の先行き、米中摩擦など海外経済のリスクには細心の注意を払っていく必要はありますが、日本経済全体で考えてみますと、需要面ですと見ても、輸出はGDPの大体一六%を占めます。そして、輸入とのネットで見ると、GDPへの影響はほぼゼロという形になります。一方、供給面で見ますと、製造業、これは比較的今こういった影響を受けやすいんですが、これ製造業は生産全体の二割程度でありまして、

八割を占める非製造業、特にその中でも情報通信、運輸、職業紹介などのサービス産業は堅調に推移していることは間違いありません。その上で、日本経済の成長力を更に高めしていく必要があるわけでありまして、経済の基礎体力とも言える潜在成長率を大きく引き上げていくことが重要だと考えております。

今、世界では、御案内のとおり、AI、IoT、ビッグデータ、こういった第四次産業革命の技術革新が進んでおりまして、日本においてもこれを現場に積極的に取り入れていく、自動走行、ロジスティックス、健康、医療など様々な分野で積極的な取組、これを進めていきたいと考えております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

おっしゃられたとおり、グローバルサプライチェーン、まさにグローバルに商売をしている企業が増えてくる中で、実際に今回のこの米中の対立、私が出身の会社でもファーウェイに対する部品提供をやめるといふようなことで、生産拠点も中国からタイとかベトナムに移すような企業も増えてきているわけです。

したがって、やはり多くの企業がこうした影響を受けるというふうなことも御認識をいただきまして、是非、世界経済が及ぼす日本への影響を最小限に食い止めるべく、アメリカと同盟国ですというところをPRするのいいと思うんですが、私はアメリカべつたりではやっぱり怖いという一面もあると思っております、中国等も含めて均衡な外交をやはり意識して経済を守り立てる策を是非茂木大臣には打っていただきたいと思

います。ありがとうございます。

続いて、少し質問が変わりまして、性暴力被害者の救済と犯罪抑制のための法改正について質問をしていきたいというふうに思います。

今年の三月、名古屋地裁の岡崎支部で、実の娘と性交し準強制的性交罪に問われた父親に無罪の判決が言い渡されました。性暴力の根絶を願う者

が、御要望を申し上げておきたいというふう

にとつては衝撃的な判決となりました。

この無罪判決の背景には、刑法で定められた犯罪の要件の一つである抗拒不能に關し、二年前の刑法の改正、これ百十年ぶりの改正だったわけですが、この際にこの要件の見直しがされなかったということがあると思います。要するに、抗拒不能が消えなかった、取消しできなかったということでもあります。この抗拒不能は被害者が抵抗できない心理状況を意味しますが、非常に曖昧な要件で、裁判では広く解釈される傾向にあると思います。今回の判決では、必ずしも抵抗できない状態ではなかった、認められないと判断されたわけであります。また、今回の判決では、監護者の性交等罪が十八歳未満を対象としていることも影響しています。

現在の我が国の刑法、性暴力が有罪になる要件としては、同意がないことと、この抗拒不能の二つを必要としているわけであります。しかしながら、世界に目を転じれば、スウェーデンやドイツ、イギリスやカナダなどは、暴行や脅迫がなくとも、当事者の同意がなければ犯罪とする不同意性交罪が設けられています。まさに我が国としてもそのような方向で法改正されることを期待しておきたいというふうに思います。

法務省、この問題に關して、現在、刑法の見直しのワーキンググループを設置し調査検討を続けられておられるわけですが、現時点での検討状況をお聞かせください。

○大臣政務官(門山宏哲君) お答えいたします。

委員御指摘のように、平成二十九年の刑法一部改正法附則第九条におきましては、広く性犯罪に係る事実の実態に即した対処を行うための施策の在り方に関する検討が求められており、法務省においては、その検討に資するよう、平成三十年四月に性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを立ち上げ、実態等の把握を進めているところでございます。同ワーキンググループにおきましては、これまで、例えば犯罪被害者支援を行う弁護士、性犯罪被害の当事者、犯

罪被害者心理学の専門家からのヒアリング等を実施するなどしたところでございます。

現段階におきまして、お尋ねの抗拒不能の要件も含めどのような事項について検討を行うかについて確定的に申し上げることはできませんが、性犯罪被害者の心理など実態調査を着実に進め、適切に対処してまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 性犯罪の被害者の方々がこの国会に来ていろいろと意見交換させていただいていますが、実際に抗拒不能って、結局、義理の、義理になられた父親とか、本当に実の親も含めてですけれども、覆いかぶさってきたときに、もう怖くて動けない、抵抗なんてできなくて何が起きているのか分からない、そんな状況の中で性交罪、性交罪というか、そういった行為を強いられているような人たちがいるわけです。

したがって、あえて申し上げましたけど、二年前の改正のときも百十年ぶりの改正ということ、極めて私は古い法律としてそのまま残ってしまったものの一つではないかというふうに思っています。是非、現実にはその目を転じていただいて、被害者、加害者、それからいろんな専門家を含めて今ヒアリングしていただいているというお答えですけれども、もう早期に、法律が変わるのが余りにも遅過ぎる、スピード感を持って対応できるように、法務省としても検討を更に進めていただきたいというふうに思います。

一方で、私も、もう何年前、三年前に、この性犯罪の加害者に対する厳罰を科すとともに、そういう被害者になられた方を救いたいという思いで、今、性暴力被害者の支援に関する法律案を提出している状況にあります。平成二十八の五月に提出をし、この八回の国会で何も審議がないという状況が続いているということでもあります。犯罪予防の対策をすること重要ですが、一方で、被害者にやはり的確な支援をするということも大事だと思っております。

被害者の救済にとつて重要なことは、まず第一に、被害者の人権が守られ、尊重されること。公

表することで様々な誹謗中傷を受けるケースがありますが、徹底した人権保護施策を講じることが重要であります。第二には、被害者が被害に遭つてすぐに対応できる体制を取ることで、アルコールや薬物を使った性犯罪が増える中で、犯罪立証のために、又は性病の感染、妊娠のリスク、取り除くために、病院を拠点とするワンストップセンター、そういったワンストップセンターの充実強化を図ることが必要です。そして第三には、心身に深い傷を負った被害者が生活復帰、社会復帰できるように様々な支援をしていくことも大事だと思います。

このように、性暴力という特殊な犯罪の被害者を救済し、支援していくためには、私たちはやはり、野党一致ですが、今出している新しい立法、是非審議してほしいというふうに思っております。

政府としては現行法や現行の規制、救済制度で十分であると考えておられるのか、今後の対策案についてお聞かせください。

○国務大臣(片山さつき君) 御指摘のとおり、性犯罪や性暴力が被害者に与える精神的、肉体的な長期にわたるような傷ということを考えますと、これは当然、その心身の回復のための支援体制をきっちりつくり、そして相談しやすい体制をつくらなくてはいけないということは当然でございます。そして、第四次共同参画基本計画、それから第三次犯罪被害者等基本計画におきましてもこういった部分を盛り込んで努めているところでございまして、ワンストップ支援センター、御指摘いただきましたが、内閣府でも性犯罪・性暴力被害者支援交付金によつて整備を促進しております。初めの目標は二〇二〇年度までに全都道府県設置ということだったのが、昨年前倒しでその数の方は実現はできたわけでございます。

私も先日、東京都内のこのワンストップ支援センター、視察させていただき、御苦労されている関係者とお話も本心に膝詰めでさせていただき、まだまだこれで十分ということはないなと。

医療面との連携もすぐ大事でございます。必要性を痛感しております。支援拡充ということを視野に、これから概算要求等もあるわけですから、まだ一割強増やせただけの段階が昨年度から今年度の状況なので、二十四時間三百六十日及び体制の充実等を視野に入れて、できるだけ対応をさせていただきたいということでございます。

また、加えて、DV被害者のための支援の方も、私の下の検討会の報告書を先週出させていただき、各方面からも非常に反響をいただいて、こちらも似たような部分がございます。やはりこういった関連で、性暴力被害者も含めて、DVも含めて、生きづらさや困難を抱える女性に対する支援の取組ということを内閣の下にきっちり体制をつくって充実させていただきたいと考えておりますので、そういった面も含めて強化拡充を図ってまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 片山大臣、ありがとうございます。

おっしゃったとおり、ワンストップセンターが前倒しで全部の都道府県に整備をしていただきました。二十四時間三百六十五日体制。各都道府県に私は一ついいとは思っていません。この立法を、資料三、私たちが作ったものをお出ししておりますけれども、やはりこういった受皿です。ね、きちんとつくっていただいて、東京もそうですが、大阪にもSACHICOというワンストップセンターありますが、もう本当にいいいっぱい皆さんやっています。二十四時間体制で、いつでもそういう方が来やすいというふうなことで、医療体制との連携も含めてやつていこうというので、是非予算の拡充も含めてしっかりと支援をしてほしい。しかも、最近、そういう若年者層、子供に対する性犯罪、性暴力が増えているという傾向も踏まえての御対応をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、在外投票におけるマイナンバーカードの活用についてお聞きをしたいと思います。

います。

去る五月二十八日の東京地方裁判所で、海外在住の日本人の有権者が最高裁判所の国民審査を投票できないのは違法行為だ、憲法違反だという判決が出されました。海外在住者の高い権利意識に裁判所が応えた判決であったと思います。これに関連し、国政選挙の在外投票そのものについて、在外有権者にとって投票しづらい状況にあることも指摘しておきたいと思っています。

国外の長期滞在者、徐々に増えております。今、永住者合わせて百三十五万人ですけれども、長期で滞在する人は八十七万人いらっしゃるというふうに言われております。在外投票に関して、より便宜を与える施策が求められております。国外長期滞在者は、多くはビジネスマンであります。いずれ日本に帰国する方々、政治への関心も高いというわけでありまして。議員を選出する投票は、憲法で保障された最も基本的な国民の権利であります。その行使に当たって、政府は最大限の便宜を付すべきであります。

資料四を御覧ください。

現在の在外投票のシステムは極めて複雑、煩雑であります。これまでも、出身の電機産業の海外赴任者から、余りにも手続が面倒、領事館まで行くことも大変だというような不満が届いております。今日、マイナンバーカードの幅広い活用が検討されていますが、マイナンバーカードを在外投票に結び付け、便宜を図るという施策を真剣に検討すべき時期に来ているというふうに思います。

エストニアという国では、携帯電話から全ての選挙に投票ができるという仕組みが整っておりまして、世界中どこにいても投票を実行できるシステムがあります。日本でもこの制度が実現すれば、現在の国外滞在外者のみならず、今国内も、単身赴任者だとか、学生になって首都圏に来られて、わざわざ帰ってまで投票しないという方々も多くなりつつある中で、もっと投票率の向上にもつながるというふうに思います。

この在外投票のデジタル化についてどこまで検討

討されているのか、御説明をお願いします。

○政府参考人(大泉淳一君) お答え申し上げます。

在外投票の投票環境の向上に取り組むことは大変重要なことと考えております。そういう意味で、これまでは海外に居住してから在外公館に向いて登録申請を行っていたわけですが、昨年の六月から、出国時に在外選挙人名簿への登録申請ができるようになっております。

また、投票につきましては、今御指摘がございましたインターネット投票などがございまして、昨年八月に、総務省に置かれました投票環境の向上方策等に関する研究会において議論がなされまして、一定の対応策を講じることにより、実現に向けた技術面、運用面の大きなハードルはクリアできるというような提言をしております。

在外インターネット投票は選挙人の利便性向上に資するものと考えておりますが、同時に、システムのセキュリティの確保、安定稼働のための対策に万全を期す必要がありますことから、総務省では、今年度、研究会において示された方式をベースとしまして、システムのプロトタイプを構築した上で、その後、実証用端末を用いて、市町村選挙管理委員会とも連携して、選挙事務フローの確認を含めた実証実験を行うことといたしております。

また、更に進んで国内ということもございまして、仕組的には、今考えている在外インターネット投票において検討しているシステムの基本的な仕組みにおいて、国内のインターネット投票についても応用は可能だというふうに提言はされております。

ただ、一方で、海外在留者が約百万人であるのに対して、国内の有権者数は約一億人、先ほどは十八歳以上の海外在留邦人でございますが、それが国内では一億人とかかなり多いということ、そういうことで、一斉アクセス時の安定稼働対策、システムの維持のコストなどを検討する必要がありますが、国内では、在外投票と異なりまし

て、投票管理者、投票立会人の下での投票が原則ということとなっております。これらの者が不在となる投票を特段の要件なくに広く認めるという是非についても議論が必要であるというようなことが課題として挙げられております。

総務省といたしましては、こういった点も踏まえまして、まずは在外インターネット投票につきまして着実に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

在外投票についてということですが、国内については、いきなり一億人全員に対してインターネット投票をしろと言っているわけではなく、マイナンバーさえあれば、御自身がいらっしゃる地域の区役所なりに行って身分提示をし、もう住民票はここにあるんですということでも導き出していただいた結果に基づいて、そこで立会人の下で事前投票なりできるような仕組みを考えてほしいという要望であります。

一足飛びではないんですけれども、いずれにしても、もう少し便宜を図るようなことを、マイナンバーが出てきたわけですから、是非検討いただきたいということを御要請申し上げておきたいと思っております。

続きまして、IRについてお聞きをさせていただきます。

時間の関係上、IRの準備状況はちよつと飛ばさせていただきます。今、カジノの管理委員会が七月スタート予定だったのが遅れているということをお聞きしましたので、なぜ遅れているのかお聞きしたかったんですが、今年の秋に確実にされるということですので、ここでも十分に議論をしてきて、やつぱりその三百三十三にも及ぶ項目が明らかになっていないかったというふうなこともありまして心配していることもありまして、しっかりと準備を進めていただきたいという御要請に変えたいと思っております。

それに関連して、ギャンブル依存症の対策についてなんですが、この委員会でも何度も取り上げ

てきましたけれども、現在のパチンコや公営ギャンブルの売上げ、徐々に減少はしてきているものの、依然として大きな市場があり、パチンコは二十兆円ということもあります。また、遊技人口も一千万人弱の規模を誇っております。また、競馬に関しても、G1レースのテレビコマースが頻繁に行われ、売上げを伸ばそうという勢いがあります。

そこで、パチンコや公共ギャンブルを中心にしたギャンブル依存症への対策、引き続き強力にやはり推進していくべきだということは言うまでもありませんが、その中で、相談支援、普及啓発活動などで業界団体の自主規制や独自取組に任している部分があります。

その活動は評価すべきものでありますが、一方で、若い層に向けたものとして、パチンコやギャンブルにのめり込まないように自制心を持つて楽しんでくださいという報道、あるいは、資料五、ちよつとお配りしたんですけれども、これは啓発週間ポスターということで、全国の公営競技施行者のホームページに掲載されているものであります。「ギャンブル等依存症って? 思い当たたらパーキングで回復を」というふうに書いてあるんですね。これは、依存症などで家庭上の問題、生活上の問題が起これたら、少し脇道に外れて頭を冷やして、その後問題がなければまた本線に戻って楽しんでください的な、そんな言い回しではありませんか。これではまるで、中高生からすれば、ギャンブルはそんなに注意してかかるものではないという考えに陥る可能性があります。

私の息子、高校生、見せましたけれども、ああ、そうなんや、本線はギャンブルやっついんやなど、ちよつと戻って考えて、本道はギャンブルしていいというふうな受け止めをやっぱりしたようでありまして、そんな注意してかかるものではないという啓発の仕方ではないのかということでもあります。

行政が中心となつて必要な予算、スタッフを確保して、高校生などが禁止施設に入ることを取り

締まる警察の強化、これもずっと求めてきておりますけれども、そういうことも併せてやっていくべきだと考えます。

さらに、依存症の人を社会復帰させる事業を展開しているやっぱり民間の支援団体、しっかりと支援していくべきではないかというふうに思いますが、見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 政府におきましては、昨年のギャンブル等依存症対策基本法成立以降、担当大臣である私の下で、関係省庁が一体となつて対策を推進するための体制を整備しておりますが、本年四月には基本法に基づく最初の基本計画を閣議決定をいたしました。

今後、基本法と基本計画に裏付けられた措置を講じていくこととなりますが、基本計画には関係事業者による取組もしっかり盛り込んでおりまして、例えばパチンコにおいては、十八歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を今年度中に原則化することとしております。また、相談、治療、回復支援に係る取組として、自助グループを始めとする民間団体が行うミーティング等の活動支援策の改善、活用促進を図ることも盛り込んでおりますほか、青少年等に対する普及啓発も推進するなど、重層的かつ多段階的な取組を推進することとしております。

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし健全な社会を構築するため、必要な予算措置も含めて、基本計画に基づき、政府一体となつてしっかりと対策に取り組んでまいります。

○矢田わか子君 今、IR解禁まだされていない、民間賭博だつて解禁されていない状態でこういう状況なんです。だから、何度もお願ひしておりますとおり、このギャンブル依存症の対策については立法までしました。立法したやっぱり責任があると思います。きちんと対策を打っていたいただきますように重ねてお願いを申し上げておきたいと思ひます。

加えて、ゲーム依存症への対策の強化についてもお願ひをしたいと思います。

先月のWHOの総会で、初めてこのゲーム依存症がゲーム障害という疾患に加わることが承認されました。我が国では、厚生労働省が発表されている数値を追うと、成人は約四百万人を超える人、中高生でも九十三万人がゲームなどのネット依存のおそれがあるという推計をしております。

現在のところ、政府としては、ゲーム依存症、ネット依存症に対する予防対策、救済、治療対策を本格的に進めようとはされていないという認識があります。ゲーム障害、依存症のある行動で日常生活に障害を来す精神疾患の一種とされたことをやはり重く受け止める必要があると思ひます。今後の対策について、厚生労働省より見解を伺いたいと思ひます。

また、一部の青少年が課金型のネットゲームにのめり込む問題も指摘されています。

資料六をお配りしましたが、消費者庁としてもこの問題を重視し、こんな、こういうパブリック、オンラインゲーム高額請求、利用する前に理解することが大切ですよというような、このパブリックを出されておりますが、今後の対策について併せてお聞かせください。

○政府参考人(橋本泰宏君) ゲーム障害についてのお尋ねをいただきました。

ゲーム障害の対策というのは大変重要な課題であるというふうにも認識しております。ゲーム障害等の依存症が疑われる方の相談支援につきましては、現在、都道府県、政令指定都市が設置する精神保健福祉センターでの取組が始まっているところがございます。

また、ゲーム障害につきましては、委員御指摘のとおり、正しい知識の啓発ですとか、あるいは相談窓口の設置、人材の育成、診断、治療法の開発など、大変多岐にわたる対応を要しますので、現在その実態の調査を進めているところでございます。

今年の一月から三月にかけてまして、十歳から二十九歳まで、約九千人の方を対象に、ゲームの使用の状況ですとか、あるいは生活習慣、心身の状況に関するアンケート調査を行ひまして、今それの検証を行つているところでございます。今年の秋頃を目途に公表したいと考えておりまして、また、今後はより幅広い年齢層を対象とする実態調査も行う予定でございます。

私どももいたしましては、こういった実態調査の結果等を踏まえ、必要な対応について検討させていただきたいと考えております。

○委員長(石井正弘君) 時間ですので簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(高田潔君) はい。

お答えいたします。各地域の消費生活センターには、オンラインゲームへの依存を背景としているかは不明であるものの、オンラインゲームの決済トラブルについての相談が寄せられているところでございます。

そのため、これまでに国民生活センターにおいて、委員御指摘のとおり、子供に関わる消費者トラブルの防止を図る観点からの啓発の中で、オンラインゲームに関する注意喚起を随時実施してきております。

消費者庁におきましては、今後とも、厚生労働省等と連携し、注意喚起などに取り組んでまいります。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

ギャンブル依存もそうですが、若いときから始めた人ほど重症化すると言われております。ゲームも同じだと思ひます。是非とも対策強化をお願いし、質問とさせていただきます。

○委員長(石井正弘君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野上浩太郎君が委員を辞任され、その補欠として佐藤啓君が選任されました。

○清水貴之君 日本維新の会の清水です。

片山大臣、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。大臣への質問の前に、一点、選挙制度について

総務省に質問をしたいと思ひます。

表を作つて、資料を作つてお渡し、お配りをさせていただいていられるんですけども、この春の統一地方選挙から先月行われた足立区の区議選に関してですね、三件ほど被選挙権、もう皆さん御存じのとおり、三か月の居住歴、居住実態がないのに立候補して、結局その得票数、得た票が無効になるというケースが続いています。この具体的な内容なんですけれども、全候補者、NHKから国民を守る党という党の候補者になります。

一番上が兵庫県です。これ二件兵庫なんですけれども、伊丹市の選挙区、兵庫県議選なんですけど、統一地方選挙の前半戦でした。二千九百九十二票を得たんですが、落選をしています。居住実態は、県内には住んでいて、尼崎と宝塚、伊丹以外のところに住んでいたが、いずれも三か月未満で引越をしているので、この居住実態といひますか、被選挙権というのはなかったと。これは、事前に選挙から、被選挙権がないことがもう選挙も分かっている本人に伝わっているんですけど、結局選挙としてはそれを受理して、立候補して、結局票は得たけど無効になっている。これ、本人のコメント、候補者のコメントですが、所属する党の活動を周知するためだと言つて立候補しているわけですね。

続いて、統一地方選挙の後半戦は、これも兵庫県の播磨町というところの町議選ですけども、百十票を得て、この方も落選をしていますが、居住実態、届出住所というのは宿泊したことのない、その町の中にあるホテルを住所として届け出ました。実際は大阪の豊中市に住んでいました。受理の時点でこれも選挙がおかしいということを感じて居住実態がないことを確認したんですが、結局受理をして立候補してということになりました。この候補者は、立候補は公選法の不備、こういった不備ですね、を指摘することが目的だと言つて立候補しているわけですね。

最後に、足立区議選が先月行われまして、二十六歳の女性候補なんですけど、この方、五千五百四

十八票、これ四十五人当選の中で八位の得票数なんです。ですから、当選ラインをもう楽々クリアしているんですが、結局無効ということになっています。居住実態というのは、足立区内のカプセルホテルを住所として届出をしていました。これは住民票も区外にありました。この方のコメントとしては、区外の人に立候補を認めないのはおかしいじゃないかと、法律的におかしいじゃないかということを書いておられますね。

これまでも、こうやって居住実態が問題になるケースというのは様々ありましたけれども、今回のケース、これ違うなというふうに思うのは、今までは、本人は、立候補者は、いや、住んでいまずよということを主張するわけですね。でも、いりんなところから指摘があつて、住んでいないじゃないかということを書いて、水道を確認したり電気を確認したりして、結局裁判になったりして争うというケースだったんですが、今回は、本人ももう住んでいないことは分かっているし、選挙側もそのことを理解しているし、でも受理せざるを得なくて、結局投票したその有権者の方々の票が完全に死に票になってしまっているところは、私大変、有権者のやほり一票一票というのは大変大きなものですから、問題があるのではないかとこのように思っております。

ちよつと説明が長くなりましたが、これについて総務省の見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(大泉淳一君) ただいま委員の御指摘がありましたそれぞれの事例につきましては承知はしております。個別の地方選挙についてのコメントは差し控えてさせていただきますけれども、公職選挙法の規定、あるいは判例などに基きまして一般論として申し上げさせていただきますと、立候補届出に關しまして、過去の判例、これは最高裁判例でございますけれども、選挙長、これは立候補届の受理をする人ですが、選挙長は形式的審査権は有するが実質的審査権はないものと解されております。

て、立候補届出書に記載された住所に当該候補者が実際に居住しているか否かを選挙長としては審査できないこととされております。また、それに基づいて却下をする、立候補を却下するというような規定もございません。

一方、被選挙権を実質的に有するか否かについては、これは公選法におきまして、開票に際し、開票管理者が開票立会人の意見を聞いて決定することとされておまして、このときには、被選挙権のない者に、ない候補者に対する投票は無効とするというふうな規定がございます。なお、このように、住所の有無の認定につきま

しては開票手続において決定するというふうになつてはおるんですけれども、投票期間中に当該候補者に被選挙権がない旨を選挙管理機関又は選挙事務関係者が一般選挙人に対し公表することは、被選挙権を有していたと否にかかわらず、選挙の自由、公正を害し選挙の規定に違反するという判例が高裁判例ではございますけれどもあるというふうな状況でございます。

いずれにいたしましても、各選挙管理委員会におかれましては、あるいは選挙長、開票管理者におかれましては、公選法の関係規定や過去の判例等を踏まえて対処されたものと考えておるところでございます。

○清水貴之君 ということは、もうこの今の制度というのは、もう全く問題がないというふうな認識ですか。

○政府参考人(大泉淳一君) 委員先ほどまた御指摘のとおり、今まで、居住要件と被選挙権の関係というものは、実は、あるなしにつきまして、最終的に訴訟などにも持ち込まれて争われてやつて解決していったというところではございますけれども、今回の、住所要件を充足しないこと、したがつて被選挙権を有しないことを認識しつつ立候補するよう、これはイレギュラーな事例というふうな考えられますが、これについては法律の想定するところではなかったのではないかと考えております。

その上で、このような事態への対処方法としてどのような方法があるのかということにつきましては、また考えてまいりたいと思っております。

つきましても検討してまいりたいと思ひます。一点だけ付言しますと、住所につきましては、選挙基準日について、被選挙権の住所については、三か月の住所については、選挙の期日においては満たしたかどうかという判断になりますので、立候補時点では満たしていなくても最終的には満たしたと、被選挙権があつたというような事実認定になる可能性もございます。このような難しさもございまして、今後また検討をしてまいりたいと思ひます。

今言つていただいたとおり、今回のケースはやはり違うというふうに思ふんです。本人も分かっているし、選挙もその時点でも分かっているわけですね。もう明らかにおかしいけれども、でも、これ有権者としては、ポスターが貼られて立候補されたら、この人が被選挙権持っているか持っていないかということとは全く分らないわけなんです。ですから、その前で分かっているんだつたら、やっぱり止める手だてとか何かするべきじゃないかと、こういうルール改正とか法改正、若しくは運用で何とかするべきじゃないかと。

一方、投票の方は選挙人名簿に登録することが大前提でございますので、これは選挙の期日前でも、告示前で分かるというふうになつております。

地元の神戸新聞なんかは、なかなか詳しく選管とその候補者のやり取りなんか書いているんですけど、まあ選管としても非常に困るわけですね。もうこれはもちろん判例があるわけですから、何とか説得じゃないですけども、いろいろな言い合つたりはするんですけども、受理せざるを得ない状況が生まれるわけですね。こういうことをやはりどこかでしっかりとルールづくりをしていかないと、今後もこういったケースは広がっていく可能性があります。これも先ほど申した一つの政党の全ての候補者ですから、しかも目的があつてやっておりますから、意図的なわけですね。

最後に言われたことは、でも、まあそれも分かることだと思ふんですね、事前にね。ですから、それはちよつとまた、またケースが違うんじゃないかというふうに思ひます。これ、明らかに違うと分かっているケースとこのに關して言つておりますので、是非進めていただけたらなというふうに思ひます。これだけの票が、有権者の方の一票が無駄に、無になつてしまつていくわけですから、これは非常に大きな問題じゃないかというふうに考えております。

片山大臣、済みません、お待たせをいたしました。続いて、スーパースイッチ構想についてお伺いをしたいと思います。

AIやビッグデータを活用してということで、地方創生にも資するというところで、私の地元の神戸市などでもそうですが、非常に大きな期待を抱いている自治体も多いと思ひます。

こういつたところ、改めてですけども、しっかりと見ていく必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

この構想が進められているのは理解をしております、これ、三月のこの内閣委員会でも大臣に質問をさせていただきました進捗状況などですが、大臣の答弁としましては、総理からも早期実現の御指示をいただいたところで、現在、法律の最終的な段階の詰めを行つているところですという話がありました、なかなかいろいろと難しい

○政府参考人(大泉淳一君) 先ほど申したとおり、このようなイレギュラーなことではございますので、その想定外の事態に対してどのような対応ができるか、あるいは法的なものが必要なのかに

ところもあるようで、この国会では提出ということには、国家戦略特区の改正法ですね、なりませんでしたが、大臣、この現時点での進捗状況、若しくは進めるに当たつての思いなど、まずはお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(片山さつき君) 御指摘のいわゆるスーパーシティ法、特区改正案等ですね、につきましては、四月十七日の国家戦略特区諮問会議で、速やかに閣議決定をした上で国会への提出を行うことについてお諮りし、了承をいただいたと、これは総理が議長でございます。

現在、政府部内の調整はもう終えて、与党の調整プロセスが最終段階で、先ほど政審、総務で了承されたという報告が入ってまいりまして、ただ、公明党さんの方は今日の午後のようで、いずれにしても最終段階ということでございます。

よくいろいろ御質問を受けるんですが、このスーパーシティ構想の法案は、メニエーとして想定しているものは非常に広くてというか、限定がほとんどありませんで、よく大都市向けなのかと聞かれると、そういうことではなくて、例えば行政手続をワンストップ化したり、遠隔教育や遠隔医療の導入とか、あるいはキャッシュレス、物によりますがキャッシュレス、ということとは、これは人口減少や高齢化に悩む地域においてこそいわゆる生活インフラや基本機能の維持に貢献するとか、二〇四〇年、二〇五〇年に人口半減というような予測が出ています中ではこれしか方法はないのかなと。そういうようなことで、むしろそのぐらいの規模の都市から大変大きな数の御相談が来ているという状況はあります。

もちろん、神戸市のような政令市級の大きなところにも御関心を持っていただいておりますが、超大型都市部だけを念頭に置いたというふうなものではなくて、各々の地域の社会課題の解決に資するように、住民の意向を踏まえて、最先端の技術を実際の暮らしに導入する試みがやりやすくなるような形のものでございまして、御指摘のように地方創生にも非常に貢献すると期待をしております。

ております。

今後は、御関係者の理解を得つつ、速やかに閣議決定をした上で国会への提出を目指してまいりたいということについては、総理の御決定、諮問会議での決定と変わりはございません。

○清水貴之君 その法案の今度中身といいますが、進め方についてなんですけれども、まだ提出がされていないのでこれからいろいろとまた変わってくることもあるかもしれませんが、現時点で出てきている話で気になる点が二点ありまして、当初の話でしたが、自治体が自主的に、自治体側のこれは発議といえますか発意で国の規制に特例を設けることができるというふうな制度設計だったんじゃないかというふうに思っていますけれども、今の話を聞いているところでしたら、地元での合意を得た上で規制改革案を総理の方に要望をすると、総理が各閣僚に検討を要請し、閣僚がそれを認めるかどうか、こういったことを決めていくという話になっていきます。

ということとは、今までの、最初の構想の地元からの底上げというよりは、やはり国が許可権を持っていたということになってきますので、なかなかこれ今までの制度と大きく変わってこない部分があるのではないかなというふうに思っています。うんですけれども、これについていかがでしょうか。

○国務大臣(片山さつき君) スーパーシティではAIやビッグデータなどの最先端技術を活用した複数分野にわたる先端サービスが同時に実装されるというもので、これを実現するために必要となる規制改革も当然数多く必要になってきますから、同時、一括、迅速に進めることが不可欠でございます。その御認識は委員の御指摘と変わらな

いと思うんですが、従来の規制改革では、事業計画を御検討中に各省調整を行い、その段階で実はかなり多くの事業が断念したり、非常に時間が掛かったり、若しくは個別に内容の修正を受けているというふうなことに現状今まではなっております。このような

ロセスに一体的解決を必要とする複数の規制改革案を持ち込むということにしますと、その事業計画案も各省との調整の中でばらばらになってしまいますから、一体的な実現の見通しはなかなか立たないということになってしまふ、これが現状でございます。

そこで、今般は、内閣府も加わって、実現すべき複数の規制改革を含む事業内容全体を一体的につくって、それを検討の組上に上げるといふかテーブルの上にオープンにするということで、各種規制所管省との調整ができていない段階で全部フルオープンにして、こういうトータルコーディネートです、こういう町です、町づくりです、ということが出てまいります。

そして、さらに、その事業計画の案とその実現に必要な特例措置の提案につきましては、特区の制度を担当する大臣、これは私のところですが、ごめんなさい、特区の制度を担当する大臣と、その大臣としての内閣総理大臣が一体的に受け取った上で各規制所管大臣に対して必要な特例措置の可否について検討を要請するというのを初めて入れております。これは今までになかったものでございまして。加えて、各規制所管大臣が御判断をなさるに当たっては、必ず事前に特区諮問会議の意見を聞かなければならないと。また、特区諮問会議は必要に応じて規制所管大臣に勧告を行うことができる、その内容が全て公表されるということになっております、これら一連のプロセスは今までに全くなかったものでございます。

つまり、全体通じてこれは、この制度は、スーパーシティを支える複数の最先端サービスとその他の規制改革を同時かつ一体的に実現することができるよう、現行の法体系との整合性を確保しながら政府部内で検討されたということでございます。

ですから、住民の御意向の確認につきましては今後これからということになってまいるわけですが、恐らく政省令に検討の場が入ることになると思うんですけれども、そこが入って

くるということも含めて、今申し上げたように、相当その地域の住民の御意向を踏まえて、ありたき未来を実現しやすくはなっているのではないかと、いふに我々は考えているところでです。

○清水貴之君 今お話があった、またその住民合意も非常に難しいと思うんですが、多岐に本当にわたる話になりますから。じゃ、その住民合意をどうするのか、ここでもまたいろいろと利害関係が生まれてきます。調整も難しい話になりますので。

大臣、繰り返しになりますけれども、やはり法体系のいろいろ問題もあるというのもおっしゃられました。それも問題点として指摘されて、理解はするんですけども、やはり下からの、下からという言い方は悪いですが、地方からのやはり底上げで、発意の下進んでいくと、そういった意見を尊重するというその仕組みを特に大事にしたいだけだからというふうに思います。

もう一点、Maasについてもお聞かせをいただけたらというふうに思います。これ、次世代の交通システムといえますか交通制度といえますか、様々なこれもビッグデータを活用して、もう本当に効率的にその交通網を使っているというふうな話だといふふうに認識をされているんですが、このMaasが、少子高齢化とか都市への人口集中、こういったものをどう解消していくというふうに考えていますでしょうか。

○政府参考人(城福健陽君) お答えを申し上げます。

Maasは、モビリティ・アズ・ア・サービスの略称でございます。既にヨーロッパの幾つかの都市では実用化されておりますけれども、移動に当たりまして、乗り継ぎ利用する鉄道、バスなどの複数の交通手段の経路検索、予約、キャッシュレスの決済などを事前にワンストップで行えるようにすることで、一つのサービスとして捉えるようにするものでございます。

これによりまして、目的地までのシームレスな移動が可能となり、移動の利便性が向上いたします。

す。さらに、このシームレスな移動サービスに利用しやすい定額制の料金などを設定することで、そういった工夫をすることで価格面での利便性の向上も期待できるものと考えております。

このようなMaaSによります移動の利便性向上は、公共交通の利用の増加などにつながり、都市部での交通渋滞の緩和、あるいは地方部での生活交通の維持確保に資するとともに、地域の交流人口の拡大などにより地方創生に貢献することが期待できるものと考えております。

このため、国土交通省では、有識者懇談会でMaaSの今後の展開に向けて議論を行いまして、本年三月に取りまとめを行ったところでございます。この取りまとめでは、MaaS相互間の連携、そして都市、地方、あらゆる地域で利用できることともに、物販や観光など多様なサービスも利用できる日本版MaaSを目指すこととされております。あわせて、その実現には、大都市、地方都市や過疎地といった課題の異なる地域類型に対応しつつ、交通事業者間のデータ連携、あるいは運賃、料金の柔軟化、キャッシュレス化などに取り組むことが必要とされております。

私どもといたしましては、この取りまとめも踏まえまして、今年度、地域の課題に対応した実証事業の支援、あるいはデータ連携のためのルール作りなどを行うこととしておりまして、地方創生に貢献する日本版MaaSの実現に積極的に取り組むたいと、このように考えております。

○清水貴之君 今、国土交通省さんから答弁をいただきました。交通ですら主体は国土交通省さんなのかもしませんが、今回は答弁も最初は何か内閣府さんという話もあったそうだし、特区という、そういう形から見ると、特区とか地方創生で見ると内閣府になるでしょうし、これ、調べますと、経済産業省さんも自動車課というところまで進めていますし、総務省も通信という意味でいろいろ出てくるわけですね。

結局、これもまたお願いをしておきたいのは、もう、やはり縦割りではなくて、もう一体として

これも進めていく話ですので、この辺りをしっかりとまとめながら、効率よく進めていただけたらと思います。

もう一点、外国人材、地方創生と外国人材という観点で質問させていただきたいんですけど、ちょっと時間がもう余りありませんので、済みません、最初の方はちょっと飛ばさせていただきます。日本語学校ですね、地方創生の一つとして日本語学校を誘致する、そんな自治体も出てきている中で、日本語学校、今増えていますと、前回質問させていただいた日本語学校で学んでいる学生さんたちの就労管理とか、この辺りに問題があるんじゃないかという指摘もさせていただきました。

留学生三十万人計画というのがありますので、一生懸命進めていらっしゃるのとは分かりますが、そのうちの大体九万人ぐらいがこの日本語学校の生徒さんだということですから、かなりの割合を占めているわけですね。そうしますと、日本語学校、本場にしっかりと日本語を学ぶ、その質が担保されているのか、もう就労のために来ている学生の受入れ機関になっている、いない、いるんじゃないのかどうか、この辺を見ていく必要が大変重要じゃないかというふうに思っております。

日本に来て日本語を学ぶ、日本の文化を学んでもらう、そのための日本語学校ですから、こういった視点でしっかりと見ていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(丸山秀治君) お答え申し上げます。

留学生の受入れを行うことができる日本語教育機関につきましては、学校教育法の適用があるのか否かにかかわらず、法務大臣が告示をもって定めることとしております。これにつきましては、当該告示は、出入国及び在留の適正な管理の観点から、留学生の受入れ機関として適切か否かの観点から行っているものでございます。

まず、日本語教育機関を告示するに当たりまし

ては、法務省におきまして、校地、校舎及び教室の面積など、いわゆるハード面を中心に確認し、文部科学省及び文化庁において、校長、教員などの資格や授業科目など、いわゆるソフト面を中心に確認しております。告示後にこれらに変更が生じた際にも、同様に告示基準への適合性の確認を行っています。

また、告示後において留学生の在籍管理や運営状況などに問題があることが判明した日本語教育機関に対しましては、地方出入国在留管理局において実地調査を行うことなどにより、日本語教育機関としての適格性を確認しているところでございます。

以上に加えて、今委員より質の確保といった趣旨の御質問かと思っておりますけれども、以上に加えて、法務省におきましては、昨年末に関係閣僚会議で了承されております総合対策を踏まえ、総合的対応策を踏まえまして、日本語教育機関の告示基準を改正し、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方出入国在留管理局に対する定期的な報告を日本語教育機関に義務付ける方向で検討しております。

日本語教育機関の告示基準の改正につきましては、現在、パブリックコメントで寄せられました御意見を踏まえまして最終的な検討を進めておりまして、できれば本年六月末までに公表したいと考えております。

法務省としましては、このような枠組みの下で、必要に応じて実地調査も行いつつ、日本語教育機関の実態の把握をより一層適切に行ってまいりたいと思っております。

○清水貴之君 文科省さんにもお聞きしたかったんですが、ちょっと時間がなくなっちゃいましたので、ここまでとさせていただきますというふうに思います。

ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。四月十五日の決算委員会、日本の研究力の低下について平井大臣と議論をいたしました。その

中で、国立研究開発法人や大学では若手研究者の多くがプロジェクト型の非正規雇用となっていることを指摘し、やはり無期転換を行って安定した環境で研究ができるようにということを求めたわけですね。

労働契約法では、有期雇用契約が通算五年を超えた場合、無期転換権が労働者に与えられます。

しかし、研究職や大学教員については、研究開発能力強化法で通算五年ではなく十年とする特例が設けられました。決算委員会の場では、平井大臣に、十年を待たずに無期転換することは可能なんだから、日本の科学技術発展のために若手研究者の安定雇用を要求したわけですが、今日はその続きで、この十年特例の対象について厚労省と文科省にお聞きいたします。

今年二月、この二省の連名で大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例についてというパンフレットが作成され、厚労省労働基準局長名で、所管する法人にこの内容を周知するよう求める事務連絡も各省に発出されています。

そのパンフレットの抜粋を資料配付しました。裏のところに、最後のところになるんですけど、「特例の適用にあたって留意すべき事項」という囲みの記載があつて、この中で赤字かつアンダーラインで強調している部分があるんですよ。「大学等と有期労働契約を締結した教員等であることをもつて一律に特例の対象者となるものではないことに留意する必要があります。」と。この実は特例というのは議員立法で作られてまして、しかも、何か徹夜国会の後に僅かな審議で文科委員会

で上げたという経緯もあったんですけど、私は、語学を教える非常勤講師も特例の対象になるのかということをご答えていただいたんですが、法案提出者は誰もこれに答えられず、文科省も明確な答えを

しなかったんですよ。この間、研究に携わることがほとんどなく、学生への教育を行うことを主とする教員が、大学や学部

と、五年を超えても無期転換をやらないと、こういう事例が多々あったんです。

今回こういうパンフレットを作ったのは、こういう事態を受けてのことなのかどうか、文科省にお聞きします。

○政府参考人(玉上晃君) お答えいたします。

お尋ねの通知につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布、施行に伴い、研究者、教員に対する無期転換ルールの特例等についての留意事項を記載した平成二十五年十二月十三日付け通知の一部を改正したものでございます。

本改正では、無期転換ルールの特例の適用やその運用について、大学、労働組合等から特に質問を受ける事項についても解釈の明確化を図ったところでございます。

○田村智子君 そういう経緯だということを御答弁いただきました。

この数年、非常勤講師の皆さんが全国的な運動を展開したこともあって、教員であつても一律に特例を適用せず、無期転換という法の趣旨にのっとった対応をする大学も増えてきました。しかし、通算五年で無期転換を申し込んで、かたくなに、一律に特例だからだとはねのけるという適法とは言い難い対応を行っている大学もまだあるというふうにお聞きしているんです。

このパンフレットにあるとおり、大学の教員であることをもって一律に特例の対象となるのではないと、このことを大学当局に是非周知していただきたい。また、当事者からの相談があつた場合には、雇用主である大学に対して指導、助言など積極的な対応もすべきだと思いますが、厚生省に確認いたします。

○政府参考人(田中誠二君) 御指摘の無期転換ルールは、有期労働契約の濫用的利用を防いで、有期契約労働者の雇用の安定を図るために設けられた制度でございます。厚生労働省としては、こうした制度趣旨をしつかりと周知徹底をしてまい

りたいと思っております。

特に、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的で雇止めを行うことは、労働契約法の趣旨に反して望ましくないというふうにご考えております。こうした事案を把握した場合には、引き続き、都道府県労働局において必要な啓発指導を行うなど、適切に対応してまいります。

○田村智子君 是非よろしくお願いいたします。次に、子供に関連する施設でのアスベスト被害についてお聞きします。

長野県飯田市の私立保育園で、昨年十二月、園児の在園中にアスベスト飛散が疑われる工事が行われていたと、これ、五月十八日にまず毎日新聞がデジタル版で報道をし、各社が一斉に報道いたしました。私も、ニュースで聞いて、まだこんな工事が行われているのかと本当に怒りを禁じ得なかったわけです。

この保育所では、天井裏の鉄骨に毒性の強いアモサイト、いわゆる茶石綿が吹き付けられていたのに、業者はアスベスト飛散防止対策を取らないまま天井板を剥がす工事を保育所に行つたんです。防じんマスク、防じん服という作業員の姿に、保護者がこれは異様だと思つてアスベスト工事ではないのかと指摘をした、これで発覚に結び付いたんですよ。その後も、保護者から事前の調査、届出、掲示などの不備を相次いで指摘されて、保育園は工事を一旦中止し、県も労働基準局も現地に入り、労働安全衛生法や大気汚染防止法に基づく行政指導が行われているとお聞きします。

一九九九年にも、文京区立の保育園で、保育園を行つていて横で飛散対策が取れないままアスベスト除去工事が行われるという事件が発生し、これも社会的に大問題となりました。この事案では損害賠償訴訟も提起され、文京区が責任を求め、子供たちへの長期にわたる健康診断などを含む対策が提示されて、これ和解で終結をしているわけです。

国会でも、与野党問わずアスベスト暴露を防ぐ

対策については何度も質問行われています。私も何度も質問してきました。それなのに、アスベストが使われていることを知らずにアスベスト除去工事が行われてしまった。何でこういうことが繰り返されるんでしょうか。まず厚生労働省が。

○副大臣(大口善徳君) 田村委員にお答え申し上げます。

この事例につきましては、大変私も遺憾に思っております。あつてはならないことだと、こう思います。

厚生労働省といたしましては、保育所等におけるアスベスト対策につきましては、平成二十八年の九月に発出した四部局連名の通知、また、毎年度、これは全国の都道府県等を集めて開催される全国会議、ここにおきましても、今年も三月三十一日に行われましたが、周知徹底をしているところなんでございます。従来からアスベストに関する注意喚起や使用実態の把握及びその除去等をお願いをしているわけでありまして。

また、アスベストの除去等に要する費用につきましては、これ保育所等の整備交付金の対象となつておりまして、こうした補助制度を積極的に活用してアスベストの除去等の早期処理に努めるよう、自治体に対して保育所等へ指導をお願いしているところでございます。

現在、その原因や経緯につきまして、県から、県が今調査中ということでございますので、しつかり、現時点における事案の詳細については承知しておりませんが、しつかりこれは把握をさせていただきまして、そして、アスベストの除去等については子供や職員の健康に関わる重要な課題であると認識しておりますので、厚生労働省といたしましては、県を通じて事案の把握をするともに、今後とも自治体を通じてアスベスト対策に係る注意喚起や補助の制度の活用について一層周知徹底を図つてまいりたいと、このように思っておりますし、しつかりこの原因、経緯の詳細を把握して通知を出していきたいと考えています。

○田村智子君 是非踏み込んでいろいろ調べていただきたいし、私、ちょっと幾つか提起もしたいと思つているんですけども。

これ、報道でも、保育園の発表を受けてだと思ふんですけども、今のところ健康被害見られないなんて報道されたんですよ。これ、とんでもないですよ。アスベストの被害で二十年、三十年後ですからね、実際に現れてくるのは。また、県も、飛散期間が短いため一般論として健康被害の可能性は低いと見られると言ふんですけれども、これ専門家は、一か月半は暴露が疑われる環境に子供たちは置かれていたとすると、こう指摘をしているんですよ。子供たちの暴露に対して、余りにもこれ危機感が薄いんじゃないかというふうに思ふんです。

実は、じん肺・アスベストセンターなどの専門家が、今回、保育園や工事業者、設計事務所、この三者が県に提出したてん末書、現場の写真などの分析もしているんです。私もお話を聞きしました。聞けば、今もまともに対策が取られていないのかは大変不安なんです。アスベスト飛散を防ぐために、作業現場全体をシートで厳重に覆い、周りにより気圧を下げる負圧対策を取ること、これは、これ当たり前のことなんです。ところが、こうした養生をした作業記録がないわけなんです。作業現場はビニールのシートで覆っているだけというふうに見られるんです。

これ、作業現場は本来、労働者への暴露の防止ということで、負圧を行うのはもちろん、養生シートというのはプラスチックシート、破損しないようにプラスチックシートで、床は〇・一五ミリ以上の厚さ、二重に敷くことが求められます。壁についても、厚さ〇・〇八ミリ以上でこれは一重、これが最低基準なんです。これすらやっていないというふうな指摘されています。

現在、この保育園は別の保育園の旧園舎に園児を移して、撤去工事どうするかという準備しているんですけども、果たして園児への継続的なフォローもなされるのだろうか、大変私は心配

しています。

これ、東京の先ほど指摘した事案、あるいは神奈川県、藤沢市でも同じような事案が起きているんですけれども、このときには第三者も入って対策の検討というのが行われています。今回も是非、行政や第三者も入って現状の把握、必要な対策の検討、園児への長期間にわたる経過観察などを含めた対応を行うべきだというふうに思いますし、厚生労働省からそういう対応をすべきだというふうに求めているのだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(大口善徳君) 保育所は、子供の安心、安全に過ごすべき場所であり、アスベストの飛散を伴う改修が行われたことは極めて遺憾であります。

こうした事案につきまして、一義的には都道府県の環境部局による指導がなされることになっており、今回の事案についても適切に安全確認などの対応が行われていると報告を受けているわけでありますが、その上で、保育所の対応に問題があれば、保育担当部局において児童福祉法に基づき文書の指摘や改善勧告などの対応が図られるものと考えております。

さらに、御指摘の第三者委員会の設置につきましては、これは県において必要に応じて設置をされるというふうに承知をしております。

○田村智子君 それで、専門家はあらゆる分野に私今入るべきだと思っているんです。

この長野の飯田市の例では、実は保育園も工事事業者も設計事務所も、吹き付けアスベストの存在を分かっていたんです。分かって工事に入っているんです。しかも、二〇一二年にもこの保育園は耐震工事を行っていて、このときもアスベストの除去工事をやりました。これも対策が不十分で、このときも保育中の子供が暴露したおそれがあるわけですよ。このときも同じ事業者なんです。設計会社は同じなんです。国は、保育所等に対してアスベストの有無の実態調査も行い、そのフォローアップと併せて何度も注意喚起して

いるはずなんです。それなのに、こういう事案が繰り返して発生している。

厚生労働省としても、専門家の意見も入れながら、これまでの繰り返しではない抜本的な対策、これ検討していくべきだというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げます。

厚生労働省におきましては、社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査ですとかフォローアップ調査を二〇〇九年から実施をし、その調査の結果を公表するとともに、社会福祉施設等のアスベストの除去等について、都道府県等を通じて指導を行ってきたところでございます。

しかしながら、今御指摘ございました保育園は、過去の耐震化工事においてもアスベストの除去を怠ったという経緯があるにもかかわらずアスベストを再び飛散をさせたということは、先ほど副大臣からもありましたように誠に遺憾でございます。

厚生労働省では、これまでも、調査結果の公表に併せて、都道府県等に対しアスベスト使用状況の調査、未実施の施設等に対する指導の徹底とアスベスト対策に万全を期すように依頼をしております。現在集計中のフォローアップ調査、この結果を公表する際にも所轄庁に対してその趣旨を再度徹底をまいりたいと考えております。

○田村智子君 今回のケースでは、園はアスベストの存在を把握していたので、設計事業者に対応は大丈夫かと何度も尋ねたというんです。それでもこういう事態になっちゃった。やっぱり、不適切な事業者をどう排除するのかということを実際に対策取られるべきだと思うんですね。

じん肺・アスベストセンターの皆さんは、これやっぱり事前調査、それからアスベストの除去工事について、もうライセンス制度を取るべきじゃないのかという提案をされています。これ、これまでも、これは分かっています。この不適切な工事なんですけど、アスベストが調査をやっても見落

とされていたというのは、これいっぱいあるんです。学校でも何度も繰り返して、私も何度も質問したわけですよ。

また、やはりこのアスベストをちゃんと見る、それから飛散させないような対策を取る、これは専門性の高い困難な仕事だということをちゃんと認めて資格とライセンスの制度をつくるべきではないか、これ一点目、提起します。

そして、もう一つです。不適切や違法な工事が行われた場合の罰則、これ余りに軽いと思うんですよ。労働者の暴露を防ぐための石綿則、ここでは懲役六か月以下又は罰金五十万円以下となっているんです。これも私軽いと思うし、ほとんど適用されていないとお聞きしています。

大気汚染防止法でも、届出違反は懲役三か月以下、罰金三十万円以下、工事の際に何も対策を取らなくても懲役六か月以下又は五十万円以下なんです。しかも、この大気汚染防止法の場合ですと、故意にやった場合は罰則なんです。だけど、故意じゃなかったというふうに言われれば、これは罰則にもならないんです。

やっぱり、アスベスト被害がもたらす影響の大きさを考えると、この罰則は見直すべきだということにも思います。あるいは、こうした仕組み、不適切な事業者を排除する方法、これ検討必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(田中誠二君) 建築物の解体、改修を行う場合には、労働安全衛生法に基づきます石綿障害予防規則に基づいて、当該解体、改修を行う事業者に対し事前に石綿の使用の有無を調査することを義務付けております。

この事前調査の実施については、指針において、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者であることとし、具体的には所定の講習を受講し修了した者等であることとしております。

また、石綿を含有する建築物の解体、改修を行う場合には、作業に従事する労働者が石綿に暴露することのないよう、吹き付け石綿などがある場

合は、労働基準監督署に届け出るとともに作業場所の隔離等の措置を講じること、石綿含有建材を湿潤な状態とすること、解体等の作業に従事する労働者にマスクを着用させることなどを事業者に義務付けております。

今後、石綿含有建材を使用する建築物の解体等が増加すると見込まれることから、昨年七月から有識者による検討会を開始しまして、適切な能力を有する事前調査者を着実に育成、確保するため、能力習得のための講習制度などを整備して、事前調査者の具体的な要件などを明確に法令等に位置付けること、必要な措置の確実な実施を確保するため、作業の実施状況等を写真等で記録、保存させ、これらを基に監督指導などを行っていくこと等を検討しているところでございます。

今後、事業者に対する指導を徹底するとともに、有識者による検討会における議論を踏まえてしっかりと対応していきたいと考えております。

○田村智子君 ちょっと時間がなくなっちゃったので、もう一点、提起だけしておきます。

化学物質については、気中濃度測定など必要なリスク把握とそれに応じた対策を取る、対策を行うようになっていくんですけれども、アスベストについてはそうならないんです。厚生労働省は、アスベストについては結果が出るまでに時間がかかる、義務付けは望ましくないというふうにお答えになられているんですけれども、イギリスでは気中濃度測定が義務付けられて、現場ですぐ結果が出て、対策に反映させているんです。これは、問題は、そういう体制をその工事の現場で取るかどうかという問題だけなんです。やっぱり、私は、これアスベストについてもやっていくべきだということを問題提起をしておきます。

保育所などの社会福祉施設について、最後、もう時間になっちゃったので、宮腰大臣にお聞きしたいんですけれども、社会福祉施設については、保育所など、二〇〇九年に実態調査が行われていて、その後もフォローアップ調査が行われている。だけど、取組が不十分だとして総務省が勧告

も出すというふうにもなつて、二〇一七年には改めて調査を行った。その結果、保育所二万七千三百三十九か所、これは四百七十二か所は措置済み、除去されていたり封じ込められていると。一千二百五十五か所はアスベストの飛散のおそれがない、八十五か所は措置未実施、調査未実施は二千九百五十九か所に及ぶわけなんです。

私、調査したところも果たしてその調査結果は本当かと疑っています。だって、見落としがいっぱいこれまでもあるわけですから。やっぱり、専門家による調査ということが私どうしても必要だと思ふんです。

アスベストというのは、二〇〇六年に製造、使用を禁止されましたけれども、それまでは耐火材として建築基準法で義務付けられていたもので、古い建物にはまだあるんです。企業主導型保育とか認可外保育などは、新設のものも古いビルの中につくられているものはいっぱいあるわけです。だから、アスベスト対策というのは、保育所の老朽化を見ても、いよいよこれから対策が本当に求められてくるというように思ふんです。せめて子供への施設については専門家による調査を行つて、レベル3という封じ込め、これは建材、壁材とか、封じ込められているからいいというんですけれど、エアコン設置とか何かケール通ししますとかいうとき穴空けるわけですよ、飛び散るわけですよ。だから、封じ込めといつても危険性はゼロではないんです。

だから、こういうレベル3も含めて、使用状況がどうかということを把握する、記録する、それがちゃんと申し伝えがやられていく、そして絶対に子供たちが暴露しない体制を様々な工事をやるときに行う。これ、特に専門家を入れてということをして子供に対する施設については行うべきだといふように思ふんですけれども、これ宮腰大臣にも見解を求めたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 今委員からのお話がありましたが、二〇〇六年にアスベストの製造や使用が禁止された。当時、私も記憶に

残つておるんですが、自民党の中で佐田玄一郎先生が中心になつて緊急対策を取りまとめられて、直ちに実行に移すということをやつておいでになつたのがよく記憶に残つております。その当時から比べると、ここ最近やはり危機感が薄れてきたのではないかとこのように感じています。報道の例があつては、これは絶対にあつてはならないというふうに考えております。

実効性のある対策を取つていくためにどのようなすればいいの、都道府県との連携ということもありますし、既に相当部分は対策、除去が終つていてということもありますので、今後、厚労省や文科省ともよく相談をしながら、実効性ある対策をどう取つていけばいいの、ちよつと検討させていたきたいと思ひます。

○田村智子君 あと一分あるので。大口副大臣、今私が言つた専門家の関与、専門家による調査、これは本当に踏み込んで是非検討いたしたいと思ふんですけれど、最後、一言お願いいたします。

○副大臣(大口善徳君) 今、実態調査、フォローアップ調査をしております。そういう中で、今後、アスベストの除去等の取組が確実に進むように、必要に応じて、所轄庁、自治体における福祉部局だけじゃなくて建設部局とも連携をした施設への指導の取組を検討したいと考えておりますし、数値も出していききたいと思ひます。

○田村智子君 終わります。

○委員長(石井正弘君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(石井正弘君) 次に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。宮腰内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(宮腰光寛君) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、成年被後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることを目的としたものであります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

本法律案は、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備するものであります。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

なお、本法律案は、衆議院において、建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を、平成三十年十二月一日から令和元年十二月一日に改めること等を内容とする修正がなされておりますので、御報告いたします。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(石井正弘君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、慰安婦問題の解決に関する請願(第一五七七号)(第一五九五号)

一、幼児教育・保育の無償化に関する請願(第一六〇二号)

一、慰安婦問題の解決に関する請願(第一六〇三号)

第一五七七号 令和元年五月十七日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 滋賀県彦根市 吉田嘉子 外九十名

紹介議員 神本美恵子君

慰安婦問題は、第二次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として日本が解決を迫られている問題である。被害者は高齢化し、生きていく間に解決をという悲痛な訴えは日々切実さを増している。政府は、解決済みとして法的責任を拒否してきたが、国連人権機関やILOから再三慰安婦問題の解決を促す勧告を受けている。二〇一六年三月には国連女性差別撤廃委員会から、政府は被害者の救済への権利を認め、全ての被害者への救済と被害回復措置を提供するよう、再度勧告された。二〇一五年十二月の慰安婦問題に関する日韓合意で、日本政府は「責任を痛感している」と国家の責任を明確に認め、おわびと反省の意を示した。政府は、被害女性が強制的に慰安婦にされ重大な人権侵害が行われた事実を認め、慰安婦問題はなかった等の発言や報道には明確に反駁することが求められる。そして、公式謝罪、国家賠償などにより、被害者の人権回復を行い、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行う責任がある。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、被害者への公式謝罪、賠償、次世代教育など「慰安婦」問題の解決を行うこと。

第一五九五号 令和元年五月二十日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 埼玉県春日部市 高須恵子 外九十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

第一六〇二号 令和元年五月二十一日受理

幼児教育・保育の無償化に関する請願

請願者 福岡県久留米市 高木良一 外三百四十九名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一六〇三号 令和元年五月二十一日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町 京川愛子 外九十八名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

六月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案第百九十六回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び「」は衆議院修正)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣官房関係(第一条・第二条)
- 第二章 内閣府関係等
- 第一節 本府関係等(第三条・第八条)
- 第二節 国家公安委員会関係(第九条・第十三条)

第三節 個人情報保護委員会関係(第十七条・第十八条)

第四節 金融庁関係(第十九条・第三十九条)

第五節 消費者庁関係(第四十条)

第三章 総務省関係(第四十一条・第四十九条)

第四章 法務省関係(第五十条・第五十九条)

第五章 財務省関係(第六十条・第六十六条)

第六章 文部科学省関係(第六十七条・第七十三条)

第七章 厚生労働省関係(第七十四条・第一百七

条)

第八章 農林水産省関係(第八十条・第一百六

第九章 経済産業省関係(第一百七条・第二百

第十章 国土交通省関係(第二百四十一条・第百

六十五号)

第十一章 環境省関係(第二百六十六号・第二百

七十三号)

第十二章 防衛省関係(第二百七十四号)

附則

第一章 内閣官房関係

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百

十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「且つ」を「かつ」に、「中から」

を「うちから」に改め、「これを」を削り、同

条第二項中「これを」を削り、同条第三項第一

号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受け

て」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に

「犯し」を「犯し」に改め、同項第三号中「第三

八条第三号又は第五号」を「第三十八条第二号又

は第四号」に改め、同条第四項中「もつ」を「有す

る」に、「定める」を「で定める」に改め、同条

第五項中「その中」を「そのうち」に、「同一政党」

を「同一の政党」に改める。

第二十七号の見出しを「平等取扱いの原則」に

に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第三十

八条第五号に規定する」を「第三十八条第四号に

該当する」に、「の外」を「ほか」に改める。

第三十八号中「の定める」を「で定める」に改

め、同条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を

「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を

同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、

同条第四号中「犯し」を「犯し」に改め、同

号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号

とする。

第七十六号中「一」を「第二号を除く」のい

ずれか」に、「に定める」を「で定める」に、「除い

ては」を「除くほか」に改める。

(医療分野の研究開発に資するための匿名加工

医療情報に関する法律の一部改正)

第二条 医療分野の研究開発に資するための匿名

加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律

第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項第一号ハ(1)を次のように改め

る。

(1) 心身の故障により匿名加工医療情報

作成事業を適正に行うことができない

者として主務省令で定めるもの

第二章 内閣府関係等

第一節 本府関係等

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第

七号)の一部を次のように改正する。

第二十号第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得な

い者

第二十号中第二号を削り、第三号を第二号と

し、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上

げ、同条に次の一号を加える。

六 心身の故障のため職務を適正に執行する

ことができない者として内閣府令で定める

もの

第四十三号の二及び第四十三号の三中「第二

十号第五号」を「第二十号第四号」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等

の促進に関する法律の一部改正)

第四条 民間資金等の活用による公共施設等の整

備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百

十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第五号中イを削り、ロをイとし、ハか

らホまでをロからニまでとし、ヘの前に次のよ

うに加える。

ホ 心身の故障のため職務を適正に執行す

ることができない者として内閣府令で定

めるもの

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律

第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の五第四項第一号を次のように改め

る。

一 心身の故障により国家戦略特別区域限定

保育士の業務を適正に行うことができない

者として厚生労働省令で定めるもの

第十九条の二第二項中「(同法第三十八条第一

号に該当する場合を除く。)」を削る。

(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関

する法律の一部改正)

第六条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理

に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の

一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により人工衛星等の打上げを

適正に行うことができない者として内閣府

令で定めるもの

第二十一条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により人工衛星の管理を適正

に行うことができない者として内閣府令で

定めるもの

(衛星リモートセンシング記録の適正な取扱い

の確保に関する法律の一部改正)

第七条 衛星リモートセンシング記録の適正な取

扱いの確保に関する法律(平成二十八年法律第

七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 心身の故障により衛星リモートセンシン

グ装置の使用を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
第二十一条第三項第一号二を次のように改める。

二 心身の故障により衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
(国会職員法の一部改正)

第八条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とする。
第十号中「の二」を「(第二号を除く)」のいずれかに改める。

第二節 国家公安委員会関係
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第一項第九号中「第七号の二」を「第九号」に改め、同条を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の二中「第六号」を「第七号」に改め、同条を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第二十四条第二項第二号中「第七号の二」を「第四号」まで又は第六号から第九号に改め、同項に次の一号を加える。

三 心身の故障により管理者の業務を適正に

実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
第二十四条第五項中「第二項第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

第三十一条の二十三の表第四条第一項第五号及び第六号の項中「第四条第一項第五号及び第六号」を「第四条第一項第六号及び第七号」に改める。

第四十一条の二中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第四号又は第五号(これらの規定を」に改める。

(古物営業法の一部改正)

第十条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第六条第一項第二号中「第九号」を「第十号」に改める。

第十三条第二項に次の一号を加える。

三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第十九条の次に次の一号を加える。

(古物営業法) 古物商(個人に限り、未成年者を除く)が古物営業に関し行った行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

(質屋営業法の一部改正)

第十一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五

十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第五号を削り、同項第四号中「又は成年被後見人」を削り、同条ただし書中「前三号、第六号及び第九号」を「前各号、第七号及び第十号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同条を同項第十号とし、同項第八号中「第一号から第六号まで」を「次」に改め、同条に次のように加える。

イ 第一号から第三号まで又は第五号から第七号までのいずれかに該当する者

口 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条の前に次の一号を加える。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「年令」を「年齢」に、「疑が」を「疑いが」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「年令」を「年齢」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「(帳簿)」を付する。

第十五条第二項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に、「の外」を「のほかに」に改め、同条第三項中異り、且つを「異なり、かつ」に

改め、同条を第十六条とする。
第十八条第二項中「受取り」を「受取」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条第一項中「因り」を「より」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「責に」を「責めに」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「責に」を「責めに」に、「因り」を「より」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「ぞう、物」を「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物(第二十三条において「盗品等」という。)」に改め、同条を第二十号とし、同条の次に次の一号を加える。

(質屋営業法) 質屋(個人に限り、未成年者を除く)が質屋営業に関し行った行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第二十三条の見出しを「(差止め)」に改め、同条中「ぞう、物」を「盗品等」に改める。

第二十四条の見出しを「(立入検査)」に改め、同条第二項中「呈示し」を「提示し」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第五号若しくは第八号」を「第四号、第六号若しくは第九号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第三号中「質屋」を「未成年者である質屋の」に、「若しくは第六号」を「、第四号若しくは第七号」に、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同項第四号ただし書中「又は成年被後見人」を削る。

第二十八条第四項中「第十四条、第十五条、第十八条」を「第十三条、第十四条、第十七条」に改める。

第三十一条中「第十二条」を「第十一条」に改める。

第三十二条中「第十三条前段、第十四条、第

十五條第一項又は第二十一條第二項を「第十二條前段、第十三條、第十四條第一項又は第二十二條第二項」に改める。

第三十三條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「第十五條第二項、第十七條第一項を」第十四條第二項、第十六條第一項」に改め、同条第二号中「立入」を「立入」に改める。

第三十四條中「第二十一條第三項を」第二十二條第三項」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第十二條 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の八第三項第二号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十一條の八第三項第二号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(警備業法の一部改正)

第十三條 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十四條 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三條第八号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号ただし書中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加え

る。

五 心身の故障により自動車運轉代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第七條第一項第二号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第十四條第一項中「第三條第一号から第四号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三條第一号から第四号までのいずれかに該当する者

二 心身の故障により運轉代行業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第十四條第二項中「前項に規定する」を「前項各号のいずれかに該当する」に改める。

第二十四條第一項第三号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第十五條 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一号中「成年被後見人若しくは被保護人又は」を削り、「受け」を「受けて」に改め、同条第六号イ中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

(探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十六條 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三條第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三節 個人情報保護委員会関係
(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十七條 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の六第一号中「成年被後見人又は被保護人」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十八條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の六第一号中「成年被後見人又は被保護人」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

第四節 金融庁関係
(無尽業法の一部改正)

第十九條 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の二第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第三十五條の二第二項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(金融商品の取引法の一部改正)

第二十一條 金融商品の取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の四第一項第二号イを次のように改める。

イ 心身の故障により金融商品取引業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二十九條の四第一項第五号二(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行使することについて代

理人を置く者にあつては、当該代理人
が当該内閣府令で定める者又は第二号
口からりまでのいずれかに該当する者
であるものに限る。）

第二十九條の四第一項第五号ホ(3)中「第二号
イからりまでの」を「次の」に改め、同号ホ(3)に
次のように加える。

(イ) 心身の故障により株主の権利を適
切に行使することができない者とし
て内閣府令で定める者

(ロ) 第二号口からりまでのいずれかに
該当する者

第六十四條の四第三号を同条第四号とし、同
条第二号中「第二十九條の四第一項第二号イ」を
「第二十九條の四第一項第二号ロ」に改め、同号
を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号
を加える。

二 第二十九條の四第一項第二号イに該当す
るおそれがあるものとして内閣府令で定め
る場合に該当することとなつたとき。

第六十六條の三十第一項第三号中「第二十九
條の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」
に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により信用格付業に係る業
務を適正に行うことができない者として
内閣府令で定める者

ロ 第二十九條の四第一項第二号口からり
までのいずれかに該当する者

第六十六條の四十二第二項中「第二十九條の
四第一項第二号イからりまでのいずれかを」第
六十六條の三十第一項第三号イ若しくはロに
、「同号イからりまでのいずれかを」同号イ
若しくはロに改める。

第六十六條の五十三第五号イ中「第二十九條
の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に
改め、同号イに次のように加える。

(1) 心身の故障により高速取引行為に係
る業務を適正に行うことができない者
として内閣府令で定める者

(2) 第二十九條の四第一項第二号口から
りまでのいずれかに該当する者

第六十六條の五十三第六号イ中「第二十九條
の四第一項第二号イ」を「第二十九條の四第一項
第二号ロ」に、「又は」を「若しくは」に改め、「除
く。」の下に「又は前号イ(1)」を加える。

第六十六條の六十三第二項中「第二十九條の
四第一項第二号イからりまでのいずれかを」を「第
六十六條の五十三第五号イ(1)若しくは(2)」に、
「同号イからりまでのいずれかを」を「同号イ(1)若
しくは(2)」に改める。

第六十七條の四第二項第二号中「第二十九條
の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に
改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行す
ることができない者として内閣府令で定め
る者

ロ 第二十九條の四第一項第二号口からり
までのいずれかに該当する者

第六十九條第五項中「第二十九條の四第一項
第二号イからりまでのいずれかを」を「第六十七條
の四第二項第二号イ又はロ」に改める。

第七十九條の三十一第一項第三号中「第二十
九條の四第一項第二号イ、からりまでの」を「次
の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行す
ることができない者として内閣府令・財
務省令で定める者

ロ 第二十九條の四第一項第二号口からり
までのいずれかに該当する者

第七十九條の三十六第五項中「第二十九條の
四第一項第二号イからりまでのいずれかを」を「第
七十九條の三十一第一項第三号イ又はロ」に改
める。

第八十二條第二項第三号イ中「第二十九條の
四第一項第二号イ」を「第二十九條の四第一項第
二号ロ」に改める。

第一項第三号を「次の各号」に改め、同項に次
の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行する
ことができない者として内閣府令で定める
者

二 第二十九條の四第一項第二号口からりま
で又は会社法第三百三十一條第一項第三号
のいずれかに該当する者

第一百一條の十八第二項第一号中「第二十九條
の四第一項第二号イ」を「第二十九條の四第一項
第二号ロ」に改める。

第二百二條の二十三第四項中「第二十九條の四
第一項第二号イからりまで又は会社法第三百三
十一條第一項第三号を」を「次の各号」に改め、同
項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行する
ことができない者として内閣府令で定める
者

二 第二十九條の四第一項第二号口からりま
で又は会社法第三百三十一條第一項第三号
のいずれかに該当する者

第四百四十一條第二項第一号中「第二十九條の
四第一項第二号イ」を「第二十九條の四第一項第
二号ロ」に改める。

第五百五十五條の三第二項第四号中「第八十二
條第二項第三号イ、ロ又はホの」を「次の」に改
め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により外国市場取引に係る
業務を適正に行うことができない者とし
て内閣府令で定める者

ロ 第八十二條第二項第三号イ、ロ又はホ
に該当する者

第五百五十六條の十四第一項中「第八十二條第
二項第三号イからへまで」を「次の各号」に改
め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行する
ことができない者として内閣府令で定める
者

いづれかに該当する者
第五百五十六條の三十一第一項中「第八十二條
第二項第三号イ、ロ又はホ」を「次の各号」に改
め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行する
ことができない者として内閣府令で定める
者

二 第八十二條第二項第三号イ、ロ又はホに
該当する者

第五百五十六條の三十九第一項第四号イを次の
ように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係
る職務を適正に執行することができない
者として内閣府令で定める者

第五百五十六條の三十九第一項第四号ロ中「破
産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決
定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ
中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五百五十六條の六十七第一項第四号イを次の
ように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行す
ることができない者として内閣府令で定め
る者

第五百五十六條の六十七第一項第四号ロ中「破
産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決
定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ
中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(公認会計士法の一部改正)
第二十二條 公認会計士法(昭和二十三年法律第
百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「成年被後見人又は被保佐
人」を削り、同条第二号及び第三号中「禁錮」を
「禁錮」に改め、同条第四号中「破産者であつて」
を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第三十四條の十の十第二号中「成年被後見
人又は被保佐人」を削り、同条第三号及び第四
号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「破
産者であつて」を「破産手続開始の決定を受け
て」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第二十三条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(船主相互保険組合法の一部改正)

第二十四条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十七条第一項第三号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二十五条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(信用金庫法の一部改正)

第二十六条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の十二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない

者として内閣府令で定める者

第八十五条の十二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十七条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の八第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

第十六条の八第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第二十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の十三第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の十三第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(銀行法の一部改正)

第二十九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の六十一の五第一項第二号(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

きない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(貸金業法の一部改正)

第三十条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第一項第九号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者

第六条第一項第十号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者

当する者

第二十四条の二十七第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十四条の二十九第二号中「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

第二十八条第二項第二号中「第六条第一項第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第三十九条第五項中「第六条第一項第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第四十一条の十三第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第四十一条の十三第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第四十一条の三十九第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない

る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第四十一条の三十九第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三十一条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三百三十一条第一項第三号」を「第三百三十一条第一項」に、「同号」を「同法第三百三十一条第一項第二号中」成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第五十三条の二第二項を次のように改める。

第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項の規定は、相互会社の取締役について準用する。この場合において、同項第三号中「第二十号の罪」とあるのは「第二十号の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条、第五百五十

条、第五百五十二条から第五百五十五条まで若しくは第五百五十七條の罪」と、「第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十九條から第二百七十一條まで若しくは第二百七十三條の罪」とあるのは「第六十九条の罪」と読み替えるものとす。

第五十四条の七第四項中「金融商品取引法の下に(昭和二十三年法律第二十五号)」を加える。

項第三号」を「第三百三十一条第一項」に、「同号」を「同項第二号中」成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第二百六十五條の十六第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二百六十五條の十六第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百六十五條の二十八第一項第八号中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「平成八年法律第九十五号」を加え、同項第九号中「破産法」の下に「平成十六年法律第七十五号」を、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」の下に「平成十二年法律第百二十九号」を加える。

第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ(3)中「会社法第三百三十一条第一項第二号(取締役の資格等)若しくは」を削り、「同法第三百三十一条第一項第三号」を「会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは」に改め、同項第二号ハ(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二條の四第一項第十号イからヘまでのいずれかに該当する者であるものに限る。)

第二百七十二條の三十三第一項第二号ハ(2)中「会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは」を削り、「同法」を「会社法」に改める。

第二百七十九條第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二百七十九條第一項第九号中「第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者

第二百八十九條第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二百八十九條第一項第九号中「その役員又は保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までの」を「次の」に改め、「者のある」を削り、同号に次のように加える。

イ 役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの

(1) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第一号から第四号まで、第六号又は第七号のいずれかに該当する者

のがあるもの

第三百八条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第三百八条の二第二項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第三十二条 資産の流動化に関する法律(平成十三年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第三十三条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの

第三条第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

ことができない者として内閣府令・財務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十三条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(信託業法の一部改正)

第三十五条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五条第二項第八号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第九号イを次のように改める。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号ロからチまでのいずれかに該当する者であるものに限る。)

第五条第二項第十号ハ中「第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号ハに次のように加える。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第七十条第一号中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第五条第二項第八号ロからチまでのい

ずれかに該当する者

第七十条第二号ロ中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号ロに次のように加える。

(1) 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第八十五条第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の二第二項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第七項第一号ホ(3)中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第八項中「第六十五條第一項第三号」を「第六十五條第一項」に改め、「含む」の下に「。附則第三十四條の二第二項において同じ」を加え、「同号」を「同法第六十五條第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」と、同項第三号に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第十三項第五号中「すべて」を「全て」に改める。

附則第三十四條の二第二項中「附則及び」を「附則」に改め、「保険業法」の下に「及び附則第二條第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五條第一項」を加える。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第三十七條 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六十條の六第一項第二号ロ(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第六十條の六第一項第三号ロ中「前号ロ(1)を」

「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

(電子記録債権法の一部改正)

第三十八條 電子記録債権法(平成十九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため電子債権記録に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(資金決済に関する法律の一部改正)

第三十九條 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第九号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため前払式支払手段の発行の業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第四十條第一項第十号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十三條の五第一項第十号イを次のように

改める。

イ 心身の故障のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十六條第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第九十九條第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五節 消費者庁関係

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第四十條 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

第三章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第四十一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の二十八第二項中「又はを」又は「に」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「者で」を「者で」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の項及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二

百二号)の項中「第七條第五項及び第九項前段、同條第十一項及び第十二項」を「第七條第四項及び第八項前段、同條第十項及び第十一項」に、「第七條第六項」を「第七條第五項」に、「第七條第九項後段」を「第七條第八項後段」に改め、同表藥劑師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の項中「第八條第六項及び第十項前段、同條第十二項及び第十三項」を「第八條第五項及び第九項前段、同條第十一項及び第十二項」に、「第八條第七項」を「第八條第六項」に、「第八條第十項後段」を「第八條第九項後段」に改める。

(郵便法の一部改正)

第四十二條 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十條中第一号を削り、第二号を第一号とし、同條第三号中「禁錮」を「禁固」に改め、同号を同條第二号とし、同條中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十二條中「会社の使用人でなくなつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同條に次の各号を加える。

一 会社の使用人でなくなつた場合

二 心身の故障により認証事務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるものに該当すると認められる場合

(地方税法の一部改正)

第四十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百七條第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同條第三号中「禁錮」を「禁固」に、「処せられた者であつて」を「処せられ、」に、「終つてから」を「終わり」に、「二年」を「三年」に改め、同條に次の一号を加える。

五 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

(地方公務員法の一部改正)

第四十四條 地方公務員法(昭和二十五年法律第

二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同條第三項中「第十六條第二号、第三号若しくは第五号の一」を「第十六條第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに」に、「犯し」を「犯し、」に改め、同條第五項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同條第七項中「外」を「ほか」に改め、同條第八項中「第十六條第二号、第四号又は第五号の一」を「第十六條第一号、第三号又は第四号のいずれかに」に改め、同條第十項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同條第十二項中規定は「規定は」に、「に」を削り、「に」に準用する」を「について、それぞれ準用する」に改める。

第十三條の見出しを「平等取扱ひの原則」に改め、同條中「すべて」を「全て」に、「第十六條第五号に規定する」を「第十六條第四号に該当する」に、「外」を「ほか」に、「差別されては」を「差別されては」に改める。

第十六條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同條第四号中「犯し」を「犯し、」に改め、同号を同條第三号とし、同條第五号を同條第四号とする。

第二十八條第二項中「左の各号の一に該当する場合においては」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に、「反して」を「反して、」に改め、同條第三項中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、同條第四項中「第三号」を「第二号」に、「二」を「いづれかに」に、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第四十五條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第二号を削り、同條第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同條第二号とし、同條第四号中「禁錮」を「禁固」に、「処せられた

者で」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同條第三号とし、同條中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同條第八号中「経過しない者」を「経過しないもの」に改め、同号を同條第七号とする。

第七條第一項第一号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同條第三項中「抹消に」を「抹消について」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第四十六條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同條第十項中「一」を「いづれかに」に改める。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第四十七條 旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号 附則第二條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五條の六第六項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同條第十一項中「又は」を「、又は」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第四十八條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同條第六項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同條第十一項中「又は」を「、又は」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第四十九條 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号を次のように改める。

一 心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの

第四章 法務省関係

(弁護士法の一部改正)

第五十條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一号中「禁錮」を「禁固」に改め、同條第四号を削り、同條第五号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同條第四号とする。

第十七條第一号及び第三十條の二十二第四号中「第七條第一号又は第三号から第五号まで」を「第七條各号(第二号を除く)」に改める。

第三十三條第二項第六号中「よる登録取消しの請求」の下に「及びその実施のために必要な手続」を加える。

(司法書士法の一部改正)

第五十一條 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「禁錮」を「禁固」に改め、同條第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同條第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十條第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五條第一項第四号中「第五條各号」の下に「(第二号を除く)」を加える。

第十六條第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次

に次の一項を加える。

2 司法書士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該司法書士が所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出るものとする。

(保護司法の一部改正)

第五十二条 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの
第十二条第四項ただし書中「又は第二号」を削る。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第五十三条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第二項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五条第一項第四号中「第五条各号」の下に「(第二号を除く。)」を加える。

第十六条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 調査士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令

で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該調査士が所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出るものとする。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第五十四条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(更生保護事業法の一部改正)

第五十五条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号を削り、同条第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの
(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第五十六条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号イを次のように改める。
イ 心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第五条第七号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第五十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第五十八条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。
一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第七条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「及び」の下に「第二項第一号並びに」を加え、「第九号に」を「第九号及び第十三条第二項第一号に」に改める。

第十三条の見出しを「(変更等の届出)」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至つたときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。

一 法人である認証紛争解決事業者の役員又は第七条第九号の政令で定める使用人
二 個人である認証紛争解決事業者 当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族

三 個人である認証紛争解決事業者の第七条第十号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者
(信託法の一部改正)

第五十九条 信託法(平成十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

第五十六条第一項ただし書中「ただし」の下に「第二号又は」を加える。

第二百二十四条第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

第五章 財務省関係
(税理士法の一部改正)

第六十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条第六号ロ中「第四条第四号から第十一号まで」を「第四条第三号から第十号まで」に改める。

第二十六条第一項第四号中「第十号」を「第九号」に改める。

(酒税法の一部改正)

第六十一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、同条第十号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第六十二条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十六条の九第二項第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により酒類販売管理者の職務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるものに該当する場合

(通関業法の一部改正)

第六十三条 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(たばこ事業法の一部改正)

第六十四条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十三条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三条第四号中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十五条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「第十一項各号に掲げる事項に変更があつたを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十一項第二号各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第十七条第八号及び第二十二條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第二十三條第五号中「破産者で」を「破産手続

開始の決定を受けて」に改め、同条第六号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第七号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条第一項中「第二十二條第二項各号に掲げる事項に変更があつたを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十二條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第三十一条第四号中「第二十九條又は第三十條を」又は前二條」に改め、同条第六号中「破産者となつたを」破産手続開始の決定を受けた」に改め、同条第十一号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第五十二條中「第十五條の下に」(第一号に係る部分に限る。)を加え、「第三十條を」第三十條第一項(第一号に係る部分に限る。)若しくは第二項」に改める。

(塩事業法の一部改正)

第六十五条 塩事業法(平成八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第九条を次のように改める。

(登録事項の変更等の届出)

第九条 塩製造業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第五条第二項第一号から第三号まで又は

第七号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

2 塩製造業者は、第五条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第十六条第二項第三号及び第十九條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第四十一条中「第九条を」第九条第一項(第一号に係る部分に限る。)若しくは第二項」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第六十六条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第六十七条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(教育職員免許法の一部改正)

第六十八條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条第一項第一号及び第十四條第一号中「第四号又は第七号を」又は第六号」に改め

る。

第十四條の二中「第四号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第六十九條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「職務の」の下に「適正な」を加える。

第三十八條第八項を次のように改める。

8 次に掲げる者は、役員となることができな

い。

一 学校教育法第九條各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定め

るもの

(宗教法人法の一部改正)

第七十條 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第七十一條 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「の各号」を削り、同項第一号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十八條第一項第一号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

(技術士法の一部改正)

第七十二條 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五号中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十四条の十第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第四号中「第六号まで、第八号及び第九号の二」を「第五号まで、第七号及び第八号のいずれか」に改める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第九十条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第五項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十条第六項中「第二十八条第五項各号のいずれか」を「第二十八条第五項第二号又は第三号」に改める。

第三十条の十九第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(労働安全衛生法の一部改正)

第九十一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により労働安全コンサルタント

ト又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第八十四条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(作業環境測定法の一部改正)

第九十二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六号第一号を次のように改める。

一 心身の故障により作業環境測定士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第九十三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号ロを次のように改める。

ロ 事業主団体が第十八条第一項の許可を受けて建設業務有料職業紹介事業を行うこととする場合にあつては、心身の故障により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十三条第四号ハ中「又はロ」を「から二までのいずれか」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行うこととする場合にあつては、心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施することができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十条第一項の表第三十二条の十四の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「又はロ」を「及び二」に改める。

第三十二条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十六条第五項及び第四十条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四十条の表第三十六号の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「第二号、第四号及び第五号」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第九十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第五項及び第十四条第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十六条中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に改める。

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正)

第九十五条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和

六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同項第三号を削る。

第六条第一項中「第三条第三項各号(外国看護師等にあつては、同項第二号)」を「第三条第三項第二号」に改める。

第十条第二号及び第二十一条の五第二号中「第七条第二項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第九十六条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

附則第四条第三項第一号を次のように改める。

(港灣労働法の一部改正)

第九十七条 港灣労働法(昭和六十三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により港灣労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十七条第五項、第十八条第二項及び第二十一条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十三条の表第三十六号の項中「から第八

号」を、「第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を、「第二号、第四号及び第五号」に改める。

第二十八条第二項第三号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八条第二項第三号に次のように加える。

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第九十八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第三号を次のように改める。

三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(介護保険法の一部改正)

第九十九条 介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六十九条の二第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十九条の五第二号中「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第一百条 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により精神保健福祉士の業務

を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第一百一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第一号を次のように改める。

一 心身の故障により二種病原体等を適正に所持することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十六条の七第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二のうち社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条を附則第九条とし、附則第一条の次に七条を加える改正規定のうち附則第三条第一号に係る部分中「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により准介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改める。

(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部改正)

第百三条 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその事業を適正に行

うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十八条第五号ニ中「ハ」を「二」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十七条第一号中「ロ又はニ」を「からハまで又はホ」に改める。

第三十一条第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十一条第四号ニ中「ハ」を「二」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四十一条第一号中「ロ又はニ」を「からハまで又はホ」に改める。

(公認心理師法の一部改正)

第百四条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第百五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第六條第四号から第七号まで」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(次条並びに附則第六條第二項、第四項及び第五項において「労働者派遣法」という。)第六條第五号から第

八号まで」に、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号に規定する当該法人の役員であつた者」又は同条第六号に規定する届出をした者(当該者が法人である場合にあつては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者)に「を」同条第六号に規定する当該法人の役員であつた者又は同条第七号に規定する届出をした者(当該者が法人である場合にあつては、同条第八号に規定する当該法人の役員であつた者)に改める。

附則第五條中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

附則第六條第二項中「新法」を「労働者派遣法」に改め、同条第四項中「新法第六條各号(第四号から第七号)を「労働者派遣法第六條各号(第五号から第八号)に、「新法第四十八條第三項」を「労働者派遣法第四十八條第三項」に、「新法第二十三條第三項」を「労働者派遣法第二十三條第三項」に改め、同条第五項中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第百六條 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号を次のように改める。

五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第十條中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十六条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第五号イ中「第九号又は第十号」を「第六号、第十号又は第十一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十号第十二号」を「第十号第十三号」に改める。

第四十条第二項第一号中「第十号第十号」を「第十号第十一号」に改める。

(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正)
第百七条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律平成二十八年法律第百十号の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障により養子縁組あつせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十六条中「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十六条第二項中「第八条第一号」を「第八条第二号」に改める。

第八章 農林水産省関係
(農業協同組合法の一部改正)

第百八条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条の四第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第九十二条の六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない

者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)が信用事業等である場合にあつては主務省令で、共済事業等である場合にあつては農林水産省令で定める者

第九十二条の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中「(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)」を削る。

第九十二条の八第二項中「同条第四項に」を「同項第四号イに」に改める。

第九十二条の九第二項中「第九十二条の六第四項」を「第九十二条の六第一項第四号イ」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)
第百九条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第三十四条の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第百二十一条の六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)が信用事業等である場合にあつては主務省令で、共済事業等である場合にあつては農林水産省令で定める者

第百二十一条の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中「(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)」を削る。

第百二十一条の八第二項中「同条第四項に」を「同項第四号イに」に改める。

第百二十一条の九第二項中「第百二十一条の六第四項」を「第百二十一条の六第一項第四号イ」に改める。

第百十条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「未成年者」に改め、同条各号を削る。

第八条第一項中「獣医師が第四条各号の一に該当するとき、又は」を削る。

第九条中「抹消並びに」を「抹消、」に、「について」を「並びに前条第二項の規定による処分に関し必要な事項」に改める。

(土地改良法の一部改正)
第百十一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」を「禁錮」に改める。

(家畜商法の一部改正)
第百十二条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者

第四条第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終つた」を「終つた」に改め、同条第三号ただし書中「本条第一号」を「第一号」に改め、同条第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による免許の取消し及び前項の規定による事業の停止に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八条中「前条の免許の取消又は」を「前条第一項若しくは第二項の規定による免許の取消し又は同項の規定による」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)
第百十三条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十九条第一項中「家畜人工授精師が第十七条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は」を削り、同条第二項中「第十七条第二項各号の二」を「第十七条第一項各号のいずれか」に、「基」を「基づく」に改める。

第三十二条中「並びに家畜人工授精師を、家畜人工授精師」に改め、「申請手続」の下に「並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止」を加える。

(家畜伝染病予防法の一部改正)
第百十四条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第二項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「第四十六条の九」を「第四十六条の九第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第四十六条の九」を「第四十六条の九第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者として農林

水産省令で定める者

水産省令で定める者

第四十六條の九に次の一項を加える。

2 前項の規定による許可の取消し及び効力の停止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(森林組合法の一部改正)

第百十五條 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六號)の一部を次のように改正する。

第四十四條の三第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第四十四條の三第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第百十六條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

第二十四條の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五條の六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五條の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第九章 經濟産業省關係

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第百十七條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一號)の一部を次のように改正する。

第三十五條の四第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

者

第三十五條の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十九條の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第六十九條の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第百十八條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九號)の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として經濟産業省令で定めるもの

(商品先物取引法の一部改正)

第百十九條 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九號)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第一号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第十五條第二項第一号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十一條第一項中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

二 第十五條第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者

三 營業に關し成年者と同一の行為能力を有

しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの

四 法人でその役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

第三十一條第二項中「前項」を「前項第二号」に、「リ及びヲに係る部分に限る。」を「及びリに係る部分に限る。」及び第四号に改める。

第八十二條第二項中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第十五條第二項第一号ロからヌまで又は第三十一條第一項各号(第二号を除く。)」に改め、同条第三項中「リ及びヲ」を「及びリ並びに第三十一條第一項第四号」に改める。

第九十六條の二十第二項第一号中「第十五條第二項第一号イからヲまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により株主の權利を適切に行使することができない者として主務省令で定める者

第十五條第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者

ハ 營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はこのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

第二百四十條の五第一号中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第三十一條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三百三十三條第二項第一号中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第三十一條第一項各号」に改める。

第三百三十四條第一項ただし書中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第三十一條第一項各号のいずれかに」に改める。

第三百四十條第一項第二号中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第十五條第二項第一号ロからヌまで」に、「限る。」を「限る。」又は第三十一條第一項各号(第二号を除く。)」に改め

る。

第三百四十三條第二項第一号中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第三十一條第一項各号」に改める。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第百二十條 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四十四號)の一部を次のように改正する。

第七條第三号を次のように改める。

三 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として經濟産業省令で定める者

第五十條第二項中「第七條各号の一に該当する者又は第五十三條の規定により登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七條第一号又は第二号に掲げる者

二 第五十三條の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 心身の故障により容器再検査又は附屬品再検査を適正に行うことができない者として經濟産業省令で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

第五十三條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「から第四号まで」を「又は第五十條第二項第三号若しくは第四号」に改める。

(商工會議所法の一部改正)

第百二十一條 商工會議所法(昭和二十八年法律第百四十三號)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として經濟産業省令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十五条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第二百二十二条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号ニを次のように改める。

ニ 心身の故障により武器の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(商工会法の一部改正)

第二百二十三条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十二条第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 未成年者

(技術研究組合法の一部改正)

第二百二十四条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号を次のように改める。

ニ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第二百二十五条 割賦販売法(昭和三十六年法律第一百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の三十六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令

で定める者

第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第二百二十六条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第二号を次のように改める。

ニ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第四十五条の三第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第三十条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第二百二十八条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第二百二十九条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第二十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十九条第三号中「製造」とあるのは、「輸入」と読み替えるものとする。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第二百三十条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第二百三十一条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 心身の故障により特定物質の製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正)

第二百三十二条 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四 心身の故障により対人地雷を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

(産業競争力強化法附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の

の一部改正)

第二百三十三条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の五第四項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条の五第四項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(アルコール事業法の一部改正)

第二百三十四条 アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第三号、第五條第六号、第十六條第二項第三号、第二十一條第二項第三号及び第二十六條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

(弁理士法の一部改正)

第二百三十五条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第九号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第十号を次のように改める。

十 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第二百三十六条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第二号中「後見開始若しくは保佐開始の審判を受けた」を「心身の故障のため代表者の

職務を適正に執行することができない者として
経済産業省令で定める者に該当するに至った」
に改める。

(クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制
等に関する法律の一部改正)

第百三十七条 クラスター弾等の製造の禁止及び
所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律
第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四 心身の故障によりクラスター弾等を適正
に所持することができない者として経済産
業省令で定める者

(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行
う事業の促進に関する法律の一部改正)

第百三十八号 エネルギー環境適合製品の開発及
び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二
十二年法律第三十八号)の一部を次のように改
正する。

第八条第四項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行す
ることができない者として主務省令で定
める者

第八条第四項第三号ロを同号ハとし、同号イ
の次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得
ない者

第三十五条第六項中「第八条第一項から第三
項まで」を「第八条」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)

第百三十九号 産業競争力強化法の一部を次のよ
うに改正する。

第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人
若しくは被保佐人」を「心身の故障のため職務を
適正に執行することができない者として主務省
令で定める者」に改める。

(水銀による環境の汚染の防止に関する法律の
一部改正)

第百四十号 水銀による環境の汚染の防止に関す
る法律(平成二十七年法律第四十二号)の一部を

次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により特定水銀使用製品の製
造を適正に行うことができない者として主
務省令で定める者

第二十八号第二項第二号中「第六条第二項」の
下に「第七条第三号」を加える。

第十章 国土交通省関係

(船員職業安定法の一部改正)

第百四十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法
律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第五十六号第三号を次のように改める。

三 心身の故障により船員派遣事業を的確に
遂行することができない者として国土交通
省令で定めるもの

第五十六号第六号を第七号とし、第五号を
第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次
に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第六十号第五項中「第四号」を「第五号」に改め
る。

第七十六号中「から第四号まで」を「第二
号、第四号及び第五号」に改め、「未成年者」の
下に「及び心身の故障により派遣元責任者の職
務を的確に遂行することができない者として国
土交通省令で定めるもの」を加える。

第三十三号第二項中「第四号」を「第五号」に改め
る。

(建設業法の一部改正)

第百四十二条 建設業法(昭和二十四年法律第百
四号)の一部を次のように改正する。

第八号中「第十三号まで」を「第十四号まで」に
改め、同条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第八号第九号中「第十三号」を「第十四号」に改
め、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第
十二号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同

条第十三号とし、同条第十一号中「第九号」を
「第十号」に改め、同号を同条第十二号とし、同
条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次
に次の一号を加える。

十 心身の故障により建設業を適正に営むこ
とができない者として国土交通省令で定め
るもの

第十一号第五項及び第二十九号第一項第二号
中「第十三号」を「第十四号」に改める。

(測量法の一部改正)

第百四十三条 測量法(昭和二十四年法律第百八
十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五号の六第一項第一号を次のように改
める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第五十五号の六第一項第四号中「又は成年被
後見人」を削る。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第百四十四条 国際観光ホテル整備法(昭和二十
四年法律第二百七十九号)の一部を次のように
改正する。

第六号第一項第五号中「成年被後見人若しく
は被保佐人又は」を削り、「受け」を受けて」に
改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六
号中「前三号」を「第三号から前号まで」に改め、
同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の
一号を加える。

六 申請者が心身の故障により次条第一項に
規定する登録ホテル業を適正に行うことが
できない者として国土交通省令で定めるも
のであるとき。

第十六号第一項第一号中「第七号」を「第八号」
に改める。

第十八号第二項中「同項第七号」を「同項第六
号中「次条第一項に規定する登録ホテル業」とあ
り、並びに第十六号第一項及び第二項中「登録
ホテル業」とあるのは、登録旅館業と、第六号
第一項第八号」に改め、「第十六号第一項及び

第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館
業」とを削る。

(建築基準法の一部改正)

第百四十五条 建築基準法(昭和二十五年法律第
二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第一号中「点検」の下に
「次項第四号及び」を加え、同条第二項第二号
を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号
とし、同項に次の一号を加える。

四 心身の故障により調査等の業務を適正に
行うことができない者として国土交通省令
で定めるもの

第十二条の二第三項第二号中「前項第二号」を
「前項第三号」に改める。

第十二条の三第四項中「と」の下に「同項第四
号及び」を加える。

第十八条の三第一項中「第七十七号の六十二
第二項第一号」を「第七十七号の六十二第二項第
三号」に改める。

第七十七号の十九第一号中「成年被後見人
又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第七号第
五号」を「第七号第四号」に改め、同条中第十号
を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号
の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により確認検査の業務を適正
に行うことができない者として国土交通省
令で定めるもの

第七十七号の三十五の三第一号中「成年被
後見人又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第
七号第五号」を「第七号第四号」に改め、同条中
第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、
第八号の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により構造計算適合性判定の
業務を適正に行うことができない者として
国土交通省令で定めるもの

第七十七号の三十七第一号中「成年被後見
人又は被保佐人」を削り、同条第三号中「禁錮」
を「禁錮」に改め、同条第五号を同条第六号と
し、同条第四号の次に次の一号を加える。

第三十三号第二項中「第四号」を「第五号」に改め、
同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の
一号を加える。

五 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七条の五十九第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号とし、同条第四号中「第二項」を「第二項第三号から第五号まで」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十二第二項第三号から第五号まで」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「第七十七条第五号」を「第七十七条第四号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条の次に次の一条を加える。
第七十七条の五十九の二 国土交通大臣は、心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものについては、第七十七条の五十八第一項の登録をしないことができる。
第七十七条の六十一第二号を削り、同条第三号中「第七十七条の五十九第三号、第六号又は第七号」を「第七十七条の五十九第二号、第五号又は第六号」に改め、同条を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第七十七条の六十二第二項第二号中「前条」の下に「第三号に係る部分を除く。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「同条各号のいずれか」を「同条第一号又は第二号」に改め、同条第二項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 前条(第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条第三

号に該当する事実が判明したとき。

第七十七条の六十六第二項中「第七十七条の五十九」の下に「第七十七条の五十九の二」を加え、「第七十七条の五十九第五号及び第七十七条の六十二第二項第三号」を「第七十七条の五十九第四号、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号」に、「同項第二号」を「同項第四号」に改める。

第六十六条第一項第二号中「第七十七条の六十一」の下に「第三号を除き、」を加える。
(建築士法の一部改正)

第四百四十六條 建築士法 昭和二十五年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「第九條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第七條第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第八條第一号中「禁錮」を「禁錮」に、「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同条第二号中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第八條の二第二号を削り、同条第三号中「第七條第三号又は第四号」を「第七條第二号又は第三号」に改め、同条を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第九條第一項第二号中「前条」の下に「第三号

に係る部分を除く。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「同条各号に掲げる場合のいずれか」を「同条第一号又は第二号に掲げる場合」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消すことができる。

一 前条第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

第十條の二の二第五項中「第九條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十條の二十三第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により講習事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十條の三十六第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第二十二條の二十三第五号中「講習事務」の下に「第十條の二十三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」とを加え、「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」とを削る。

第二十三條の四第一項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第五号中「第八号」を「第

九号」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同条を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十三條の四第二項第一号中「第八條各号」を「第八條第一号又は第二号」に改める。

第二十六條第一項第二号中「第六号」の下に「第七号」を加え、「第七号」を「第八号」に、「第八号又は第九号」を「第九号又は第十号」に改める。

第二十六條の五第二項中「この場合において」の下に「第十條の二十三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十四條第二項の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」とを加え、「講習事務」とあるのは「第二十四條第二項の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」とを削る。

第三十八條第五号中「第十條の二十四第一項第一号」を「第十條の二十三第五号」に改める。

第四十四條第一号中「第八條の二」の下に「(第三号を除く。)」を加える。

(港灣法の一部改正)

第四百七十七條 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の十一第七項第一号中「次号」を「以下この項」に改め、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同項に次の一号を加える。

三 役員のうち、心身の故障により埠頭群の運営の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

(海事代理士法の一部改正)

第四百八十八條 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障により海事代理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十二条の見出しを「登録の抹消」に改め、同条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」、「まつ消し」を「抹消し」に改め、同条第三号中「から第四号までの二」を「第三号又は第五号のいずれかに」に改める。

(港湾運送事業法等の一部改正)

第四百九十九条 次に掲げる法律の規定中「又は成年被後見人」を削る。

一 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第六条第二項第四号

二 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第七條第七号、第四十九條第二項第三号及び第七十九條の四第一項第三号

三 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第八十條第一項第二号ハ

四 自動車タミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第五條第三号

五 小型船舶運送事業法(昭和四十一年法律第百十九号)第七條第一項第三号

六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第五條第三号

(宅地建物取引業法の一部改正)

第五百五十條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五條第一項中第九号を第十五号とし、第八号の二を第十四号とし、同項第八号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第五号」を「第十号」に改め、同号

を同項第十二号とし、同項中第六号を第十一号とし、第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五條第一項中第四号を第八号とし、第三号の三を第七号とし、同項第三号の二中「第十八條第一項第五号の二」を「第十八條第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

第十八條第一項第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十八條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の三を第八号とし、第五号の二を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の三中「第五條第一項第二号の三」を「第五條第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

十二 心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十一條第二号中「又は第三号から第五号の三まで」を「から第八号までのいずれかに」に改め、同条第三号中「第十八條第一項第二号」を「第十八條第一項第十二号」に、「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

第四十七條の二の次に次の一条を加える。
(宅地建物取引業の業務に関し行つた行為の取消しの制限)

第四十七條の三 宅地建物取引業者(個人に限る、未成年者を除く)が宅地建物取引業の業務に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第五十條の二の五第一項第三号イ中「第三号又は第三号の二」を「第五号又は第六号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十二條第七号イを次のように改める。
イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十二條第七号に次のように加える。
ホ 心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十四條の二第一項第四号イ中「第四号」を「第八号」に改め、同号に次のように加える。
ハ 心身の故障により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十六條第一項第一号中「第三号から第三号の三まで又は第八号の二」を「第五号から第七号まで、第十号又は第十四号のいずれかに」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第三号の三まで」を「第七号まで又は第十号」に改める。

第六十八條の二第一項第一号及び第二項第一号中「第五号の三まで」を「第八号まで又は第十二号」に改める。

(旅行業法の一部改正)
第五百一十一條 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの」に改める。

第二十六條第一項第一号中「第八号まで」を「第四号まで又は第八号」に改め、同項中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第六條第一項第一号から第四号まで又はこの項第四号のいずれかに該当するもの

三 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その役員のうち第六條第一項第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第二十八條第二項中「第六号まで」を「第四号まで若しくは第二十六條第一項第二号若しくは第三号」に改め、同条第五項中「第六号まで」を「第四号まで並びに第二十六條第一項第二号及び第三号」に改める。

第三十七條第一項第二号中「第五号から第八号まで」を「第八号若しくは第二十六條第一項第二号から第四号まで」に改める。

第四十一條第一項第五号中「又は第六号」を削り、同項に次の一号を加える。

六 申請者の役員のうちに心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がないこと。

第五十八條第二項中「第四十一條第一項第五号の下」若しくは第六号を加える。

(土地区画整理法の一部改正)
第五百二十二條 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第五項中「又は第三号」を削る。

第六十三條第四項第二号を削り、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

(空港法の一部改正)
第五百三十三條 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中第一号を削り、第二号を第

一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
第百五十四条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 心身の故障により鑑定評価等業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十九条第一項第一号中「とき」を「とき」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十六条第三号から第五号までの一」を「第十六条第二号から第四号までのいずれかに」に、「とき」を「とき」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第十六条第七号に該当するに至つたとき
本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第二十五条第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「第十六条第六号又は第七号」を「第十六条第五号又は第六号」に改め、同条第六号中「又は成年被後見人」を削る。

第六十一条中「第十九条第一項」の下に「(第三号を除く。)」を加える。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)
第百五十五条 船員の雇用の促進に関する特別措

置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三 申請者の役員のうちに、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がいないこと。

第七条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の一号を加える。

五 申請者の役員のうちに、心身の故障により船員雇用促進等事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがないこと。

第十八条第二項中「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改める。

(特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正)
第百五十六条 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項に次の一号を加える。

六 申請者の役員のうちに、心身の故障により外貿埠頭業務を適正に実施することができない者として国土交通省令で定めるものがないこと。

(鉄道事業法の一部改正)
第百五十七条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 心身の故障により鉄道事業を適確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

(不動産特定共同事業法の一部改正)
第百五十八条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第十号ヲ」を「第十号ル」に改め、同条第十号イを削り、同号ロ中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号ロを同号イとし、同号中ハをロとし、ニからヲまでをハからルまでとし、同号に次のように加える。

ヲ 心身の故障により不動産特定共同事業の業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)
第百五十九条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第八条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十八条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第四十五条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十五条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第六十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により試験の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十五条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)
第百六十条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 心身の故障によりマンション管理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第三十三条第一項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第四十七条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四十七条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 心身の故障によりマンション管理業務を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第四十八條第二項中「前條第七号から第九号まで」を「前條第八号から第十号まで」に改める。

第五十九條第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十九條第一項に次の一号を加える。

七 心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第八十三條第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第六十一條 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五 心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第二十六條第一項第一号中「第八條第一項第一号、第三号」を「第八條第一項第二号、第四号」に改め、同項第二号中「第三号まで」を「第二号、第四号」に改める。

第二十九條第一号中「成年被後見人又は被保佐人を削り、同條第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十九條第五号を同條第六号とし、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第六十二條 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五 心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十四條第一項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第二十六條第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同條第五号を同條第六号とし、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第六十三條 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條第二項第四号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、ヘの前に次のように加える。

ホ 心身の故障により前項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）

第六十四條 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十條第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同條第五号を同條第六号とし、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により判定の業務を適正に行

うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十七條第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十條第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

（住宅宿泊事業法の一部改正）

第六十五條 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一号を次のように改める。

一 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第二十五條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により住宅宿泊仲介業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

（自然公園法の一部改正）

第六十六條 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第三項第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として環境省令で定める者

第二十五條第三項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を禁

錮に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十九條第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第六十七條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第二十五條第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十三條の三の七第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十四條の三第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第五十一條の四第三号を次のように改める。

規則で定める者

第五十四条第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第六十一条の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第六十一条の四第四号中「行なう」を「行う」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第六十六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十六条第一項第一号中「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第百六十九条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第五項第四号ハからホまで」を「第五項第四号ニからヘまで」に改める。

第七条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

第七条第五項第四号又中「ト」を「チ」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「ト」を「チ」に改め、同号リを同号又とし、同号チ中「ト」を「チ」に改め、同号チを同号リとし、同号トを同号チ

とし、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第十項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第四号中「ヌ」を「ル」に改める。

第七条の二第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまで)」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

第七条の四第一項第一号中「第七条第五項第四号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第二号中「第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ)」を「第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくはニ)」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第三号中「第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ)」を「第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくはニ)」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第四号イを次のように改める。

第九条第六項中「第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)」を「第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまで)」に、「同号ト」を「同

号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

第九条の二の二第一項第一号中「ヌ」を「ル」に改める。

第十四条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第二号イ中「ト」を「チ」に改める。

第十四条の二第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまで)」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト」を「前条第五項第四号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト又はチ」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又はハ」に、「読み替える」を「同条第五項中、前条第五項第四号リ」とあるのは「同条第二号」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(前条第五項第四号イに係るものに限る。)」と読み替える」に改める。

第十四条の三の二第一項第一号及び第二号中「第七条第五項第四号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第三号中「第七条第五項第四号ニ」を「第七条第五項第四号ホ」に改める。

第十四条の五第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまで)」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト」を「前条第五項第四号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト又はチ」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又はハ」に、「読み替える」を「同条第五項中、前条第五項第四号リ」とあるのは「同条第二号」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(前条第五項第四号イに係るものに限る。)」と読み替える」に改める。

第十二条第一項第七号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

第十二条第一項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

項第四号イ又はチに「に」、「前条第五項第四号ト又はハ」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又はハ」に、「読み替える」を「同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(前条第五項第四号イに係るものに限る。)」と読み替える」に改める。

第十五条の二の六第三項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)」を「第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまで)」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「第七条第五項第四号ト」を「第七条第五項第四号イ又はチ」に、「第七条第五項第四号ト又はチ」を「第七条第五項第四号イ若しくはチ又はハ」に、「読み替える」を「同条第七項中「第七条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(前条第五項第四号イに係るものに限る。)」と読み替える」に改める。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「第十二條第一項第六号」を「第十二條第一項第七号」に改める。

第十二條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

第十二條第一項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十九條第一項第五号中「第三号又は第五号

から第七号まで」を「第二号、第四号又は第六号から第八号まで」に改める。

第二十二条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第七十一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の六第六項第六号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正)

第七十二条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第一号、第五十一條第二号イ及び第六十四條第二号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第七十三條 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一條を加える。

(引取業に関し行った行為の取消しの制限)

第十條の二 引取業者(個人に限り、未成年者を除く)が当該事業に関し行った行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第十一條中「前條」を「第十條」に改める。

第四十五條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十六條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十二條第一項第二号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十二章 防衛省関係

(自衛隊法の一部改正)

第七十四條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項各号の二」を「前項第一号又は第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九七條(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。)、第九十一條、第九十四條、第九十九條、第一百零二條、第一百五十四條(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。)、及び第六十八條並びに次条並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條(国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一條(地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。)、第四十二條から第四十八條まで、第五十條、第五十四條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條から第六十九條まで、第七十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正規定を除く。)、第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十條、第八十二條、第八十四條、第八十七條、第八十八條、第九十條(職業能力開発促進法第三十條の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第一百零二條、第一百零三條、第一百零五條、第一百零六條、第一百零九條、第一百一十一條、第一百一十三條、第一百三十三條、第一百三十五條、第一百三十八條、第一百三十九條、第一百六十一條から第一百六十三條まで、第一百六十六條、第一百六十九條、第一百七十條、第一百七十二條(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九條第一項第一号の改正規定に限る。)、並びに第一百七十三條並びに附則第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及び第二十三條から第二十九條までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第一百四十五條(建築基準法第七十七條の十九第七号及び第七十七條の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七條の五十九の改正規定(同法第六号中「第七條第五号」を「第七條第四号」に改める部分に限る。))に限る。及び第一百四十六條(建築士法第十條の二十三、第十條の三十六第一項、第二十二條の三第二項、第二十六條の五第二項及び第三十八條第五号の改正規定を除く。))の規定 令和元年十二月一日

四 第七十一條の規定 絶滅のおそれのある

野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二條 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格事項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。))に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員法の一部改正に伴う裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用に係る経過措置)

第四條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第二十六條第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一條の規定による改正後の国家公務員法第三十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 施行日前に第五條の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九條の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一條の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十條において「旧国家公務員法」という。))第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した場合に限る。をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二條の四の規定による退職手当に係る同法第七條第一項の規定による在職

期間の計算については、第五条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(信託法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであつても、第五十九条の規定による改正後の信託法第七条、第五十六条第一項(同法第二百八条第一項、第二百三十四条第一項及び第四百四十一条第一項において準用する場合を含む。)、及び第二百二十四条(同法第三百三十七条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。)、の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(海上運送法の一部改正)

第八条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項第四号中「第五十六条第四号」を「第五十六条第五号」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第九条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

号に該当して失職した職員を除く。」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁固」に改める。

第十九条の七第一項中「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号イ中「若しくは失職し」を削る。

第二十三条第五項中「第七十九条に基づく」を「第七十九条の二に、「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第六項中「定」を「定めが」に、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に旧国家公務員法第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項及び第四項、第十九条の五第二号(同法第十九条の七第五項及び第二十三号第八項において準用する場合を含む。)、第十九条の七第一項及び第二項第一号イ並びに第二十三号第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第十一条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第三項中「第三十八号第二号から第五号まで」を「第三十八号各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に、「定」を「定めが」に改

め、同条第六項中「第四項及び第五項」を「及び前二項」に改め、「以下本条において同じ」を削り、「第四条第三項」を「次条第三項」に改め、同条第七項中「者」の下に「(その者の扶養親族の旅費について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第十二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「第三十八号第四号」を「第三十八号第三号」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第十三条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「若しくは自衛隊法第三十八号第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し」を削る。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に第百七十四条の規定による改正前の自衛隊法第三十八号第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職した職員に係る期末手当の支給については、前条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十三条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十五条 国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「同法第三十八号第一号に該当する場合を除く。」を削る。

(歯科技工士法の一部改正)

第十六条 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一項に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表第十六条各号列記以外の部分の項中「第三号」を「第二号」に改め、同表第十六条第三号の項中「第十六条第三号」を「第十六条第二号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十七の項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十九条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第六項の表第六号第四号の項中「第六号第四号」を「第六号第五号」に改め、同表第六号第五号の項中「第六号第五号」を「第六号第六号」に改め、同表第六号第六号の項中「第六号第六号」を「第六号第七号」に改め、同表第六号第七号の項中「第六号第七号」を「第六号第八号」に改め、同表第十四条第一項の項中「第六号第四号から第七号まで」を「第六号第五号から第八号まで」に改める。

第四十五条中「第六号第五号の項及び第六号第七号の項」を「第六号第六号の項及び第六号第八号の項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百条第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第三項中「第二項及び第三項前段」を

令和元年六月二十日印刷

令和元年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C